

第5次各務原市男女共同参画基本計画（案）

みんなで^{いろど}彩る かかみがはら にじいろプラン

令和6年12月

各務原市

目 次

I	プラン策定にあたって	
1.	策定の趣旨	1
2.	策定の背景	1
	(1) 世界の動向	2
	(2) 国の動向	3
	(3) 岐阜県の動向	4
3.	プランの位置づけ	5
4.	プランの期間	6
5.	プラン策定の経緯	6
6.	SDGs と本プランとの関連について	7
II	各務原市の現状	
1.	各務原市の状況	8
	(1) 人口について	8
	(2) 世帯について	11
	(3) 労働について	13
2.	各務原市の男女共同参画における現状と課題	15
	(1) 政策・方針決定過程における女性参画について	15
	(2) 地域社会・防災分野における男女共同参画について	16
	(3) 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスについて	17
	(4) 女性の就労、働く場における男女共同参画について	18
	(5) DV、セクハラについて	19
	(6) 困難な問題を抱える人について	21
	(7) 性的少数者について	22
	(8) 固定的性別役割分担意識について	23
	(9) 若い世代（小・中学生）の男女共同参画意識について	24
III	プランの基本的な考え方・体系	
1.	基本理念	25
2.	基本目標	26
3.	プランの体系	27
IV	プランの内容	
	目標 I 誰もが活躍できる社会づくり	
	基本施策 1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大	29
	基本施策 2 地域社会における男女共同参画の促進	31
	基本施策 3 家庭における男女共同参画の促進	32
	基本施策 4 働く場における男女共同参画の促進 女性活躍推進計画	34

目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいの支援と安心できる生活環境の整備.....	36
基本施策2 暴力を許さない安心して生活できる環境の整備 DV 対策基本計画	38
基本施策3 困難な問題を抱える人に対する支援 困難な問題を抱える女性支援基本計画	40
基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援.....	42

目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

基本施策1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進.....	44
基本施策2 市民・事業者の意識改革.....	46

V 目標の推進にあたって

1. プランの推進体制.....	48
2. プランの目標指標及び目標値.....	49

I プラン策定にあたって

1. 策定の趣旨

男女共同参画社会基本法では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会※¹の実現」を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。

国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、この法律に基づき、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、5年ごとに計画の改定を重ねながら、現在においては、新たに SDGs（持続可能な開発）の達成に向けた取組を位置づけるなどした「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2（2020）年策定）に基づく取組が進められています。

また、近年は人口減少や少子高齢化の進行に伴う経済の落ち込み、雇用の不安定化や貧困・格差の拡大など男女共同参画社会の課題は多岐にわたり、様々な困難や不安を抱える女性に配慮した支援が必要となるなど、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

本市では、平成 15（2003）年に「かかみがはら男女共同参画プラン」を策定し、平成 17（2005）年には「各務原市男女が輝く都市づくり条例」の制定、同年9月に「男女が共に輝く都市かかみがはら宣言」を行いました。その後、平成 22（2010）年に第2次プラン、平成 27（2015）年に第3次プラン、令和2（2020）年に第4次プランを改定し、男女共同参画に関する取組を推進してきました。

本市の第4次プラン策定以降、国においては令和5（2023）年に「性的指向※²及びジェンダーアイデンティティ※³の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT※⁴理解増進法）」が施行され、多様性に関する理解の増進について、基本的な方針が示されました。さらに令和6（2024）年には、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を行うため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行されました。

また、令和7（2025）年3月に「第4次かかみがはら男女共同参画プラン」の計画期間が終了しますが、このように社会情勢が大きく変化していく中で、本市においても、引き続き国や岐阜県の動向及び社会状況に対応した取組を着実に推進していく必要があります。

そのため、前プランの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題に対応するとともに、性別に関わらず、誰もがあらゆる分野で個性と能力を発揮し、みんなで輝ける社会を実現するという想いを込めて、タイトルを「みんなで彩る かかみがはら にじいろプラン」とする第5次各務原市男女共同参画基本計画を策定しました。

なお、本プランにおいて、関係する法律や条例などにより、一部、「男女」、「男性」、「女性」と表記しています。「男女」の表記については、生物学的な性差を意味するものでなく、「すべての人」を表す言葉として使用しており、「男性」及び「女性」の表記については、性自認※⁵や性表現、性的指向など、性の多様性に関する考えも包含しています。

※1 **男女共同参画社会**：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

*参画：計画に加わることを意味し、事業や政策の計画について実行段階からでなく計画の段階から加わること。

※2 **性的指向**：人の恋愛・性愛の対象がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。

※3 **ジェンダーアイデンティティ**：自分のジェンダーをどのように認識しているのかを表す概念のこと。

※4 **LGBT**：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）など、性的少数者の総称のこと。

※5 **性自認**：自分の性別をどのように認識しているのかを示す概念のこと。「心の性」ともいう。

2. 策定の背景

(1) 世界の動向

国際社会における男女共同参画への取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」、その翌年から始まる「国際婦人の 10 年」以降、「平等・開発・平和」という目標達成のため、国連を中心として、国際社会における女性の地位向上を目指して活動が展開されるようになりました。

昭和 54（1979）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（通称「女子差別撤廃条約」）が採択されました。

令和 2（2020）年には、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行により、女性の経済的な負担と家庭内暴力の増加を引き起こし、ジェンダー※6 格差が一層深刻化しました。これに対応して、国際機関は女性の経済支援や暴力被害者への保護体制強化に取り組み、各国でジェンダー平等を重視した経済復興が進められました。

令和 3（2021）年には、国連女性機関（UN Women）主導で、「Generation Equality Forum」がパリとメキシコシティで開催され、平成 7（1995）年に採択された「北京行動綱領」の目標を再確認し、次世代に向けたジェンダー平等の加速化を推進しています。

令和 6（2024）年には、第 68 回国連婦人の地位委員会が開催され、貧困撲滅とジェンダー平等推進に向けた具体的なアクションプランが提案され、各国における男女共同参画施策の強化が求められました。

同年、国連本部にて各国首脳が参加する「未来サミット（Summit of Future）」に先駆けて開催された「未来サミット アクションデー（Summit of Future Action Days）」にて、国連女性機関からジェンダー平等に向けた優先取組事項が提唱されました。

近年の世界の動き

- ・令和 3 年
（2021） 「Generation Equality Forum」(3 月:メキシコシティ、6 月:パリ)の開催
国連が主導するジェンダー平等推進の国際フォーラムがメキシコシティとパリで開催され、性別に基づく暴力撲滅や女性の経済的エンパワメント※7 が強調されました。
- ・令和 5 年
（2023） 「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催
新型コロナウイルス感染症拡大の女性への影響をふまえ、男女間の賃金格差を是正するための柔軟な働き方や、公平で透明な給与制度を推進するとともに、性別に基づく役割分担意識などの変革の必要性を強調した共同声明が発表されました。
- ・令和 6 年
（2024） 「第 68 回国連婦人の地位委員会」の開催
国連婦人の地位委員会において、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等と全ての女性・女児のエンパワメント※7 達成の加速」が採択されました。
- ・令和 6 年
（2024） 「未来サミット アクションデー(Summit of Future Action Days)」の開催
ジェンダー平等に向け、女性・女児に対する暴力の根絶や女性リーダーシップの確保などに関する優先取組事項が国連女性機関から提唱されました。

※6 ジェンダー：「男らしさ」、「女らしさ」のように文化的・社会的に作り上げられた性差のこと。生まれつきの生物学的性別とは区別される。

※7 女性の経済的エンパワメント/女性・女児のエンパワメント：女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。前者は特に経済的な能力を指す。

(2) 国の動向

国では、平成 11（1999）年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5 年おきに計画を見直し、策定されています。

令和 2（2020）年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、人生 100 年時代を見据えた「ワーク・ライフ・バランス^{※8}」、世界的な潮流となりつつある「ジェンダー平等」、頻発する災害についての「女性の視点の防災」の取組に注力しています。

令和 5（2023）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して、国民の理解の増進に関する施策を推進する「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT^{※4} 理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目指しています。

令和 6（2024）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行され、困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて包括的な支援を行う基本指針が決定しました。

近年の国の動き

- ・ 令和 2 年（2020） 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正
ハラスメント防止に関する事業主および労働者の責務を明確化するとともに、事業主に相談などを行った労働者に対する不利益取扱いの禁止が定められました。
- ・ 令和 4 年（2022） 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正
一般事業主行動計画の策定・公表義務の対象が、常時雇用する労働者が「301 人以上」から「101 人以上」の事業主に拡大されました。
- ・ 令和 5 年（2023） 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正
令和 4 年に育児休業制度の周知や取得要件が緩和され、出生時育児休業制度の創設により男性が子の出生後 8 週間以内に最大 4 週間の休業を取得できるようになりました。令和 5 年には常時雇用する従業員数が 1,000 人を超える会社に対し育児休業の取得状況の公表が義務付けられました。
- ・ 令和 5 年（2023） 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」の改正
令和 6 年から保護命令の対象が拡大し、精神的暴力が追加されました。さらに、電話やメールなどを禁止するなど保護命令制度が拡充されました。
- ・ 令和 5 年（2023） 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」公布・施行
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、多様性に寛容な社会の実現を目的として施行されました。
- ・ 令和 6 年（2024） 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」施行
日常生活または社会生活を送るうえで、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、支援のための施策を推進し、女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目的として施行されました。

※4 LGBT：P.1 参照

※8 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。性別や年齢に関係なく、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

(3) 岐阜県の動向

岐阜県では、平成 15（2003）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成 16（2004）年に「岐阜県男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、5 年ごとに計画を見直し、策定されています。

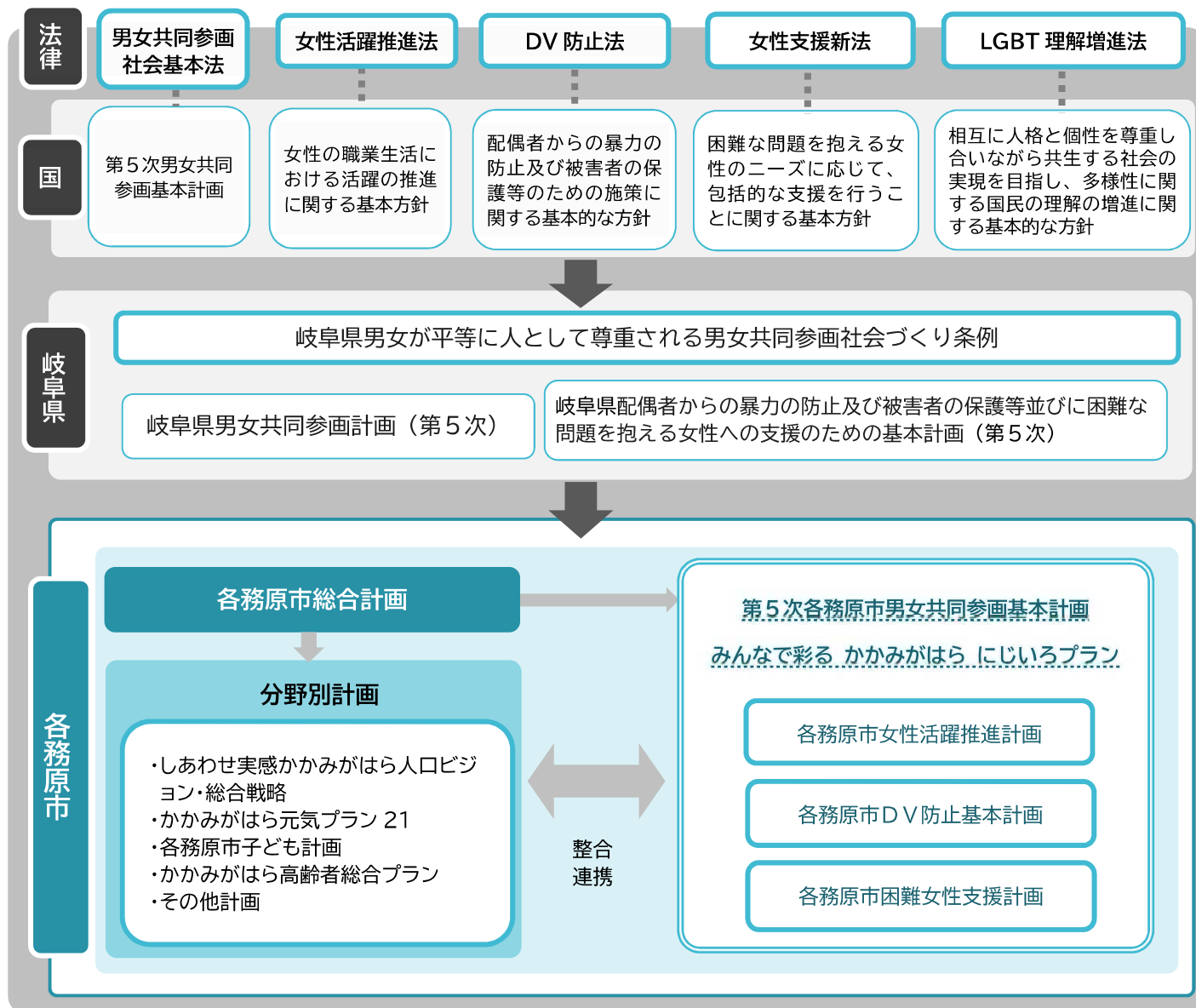
令和 6（2024）年には「第 5 次岐阜県男女共同参画計画」が策定され、同時に「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」、「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」に重点を置いた、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

近年の県の動き

- 平成 29 年（2017） 「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」の策定
- 平成 31 年（2019） 「第4次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」の策定
- 令和 5 年（2023） 「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」開始
- 令和 6 年（2024） 「第5次岐阜県男女共同参画計画」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画(第 4 次)」の策定

3. プランの位置づけ

- 本計画は「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第5条第1項及び第10条に基づく、男女が共に輝く都市づくりの推進に関する施策を総合的に実施するための計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- 本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 本計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 本計画の一部は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画です。
- 本計画は、第4次かかみがはら男女共同参画プランの考え方を継承しつつ、各務原市総合計画※9や他分野の計画との整合性を図り策定した計画です。



※9 各務原市総合計画：令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を計画期間とする本市の最上位計画のこと。

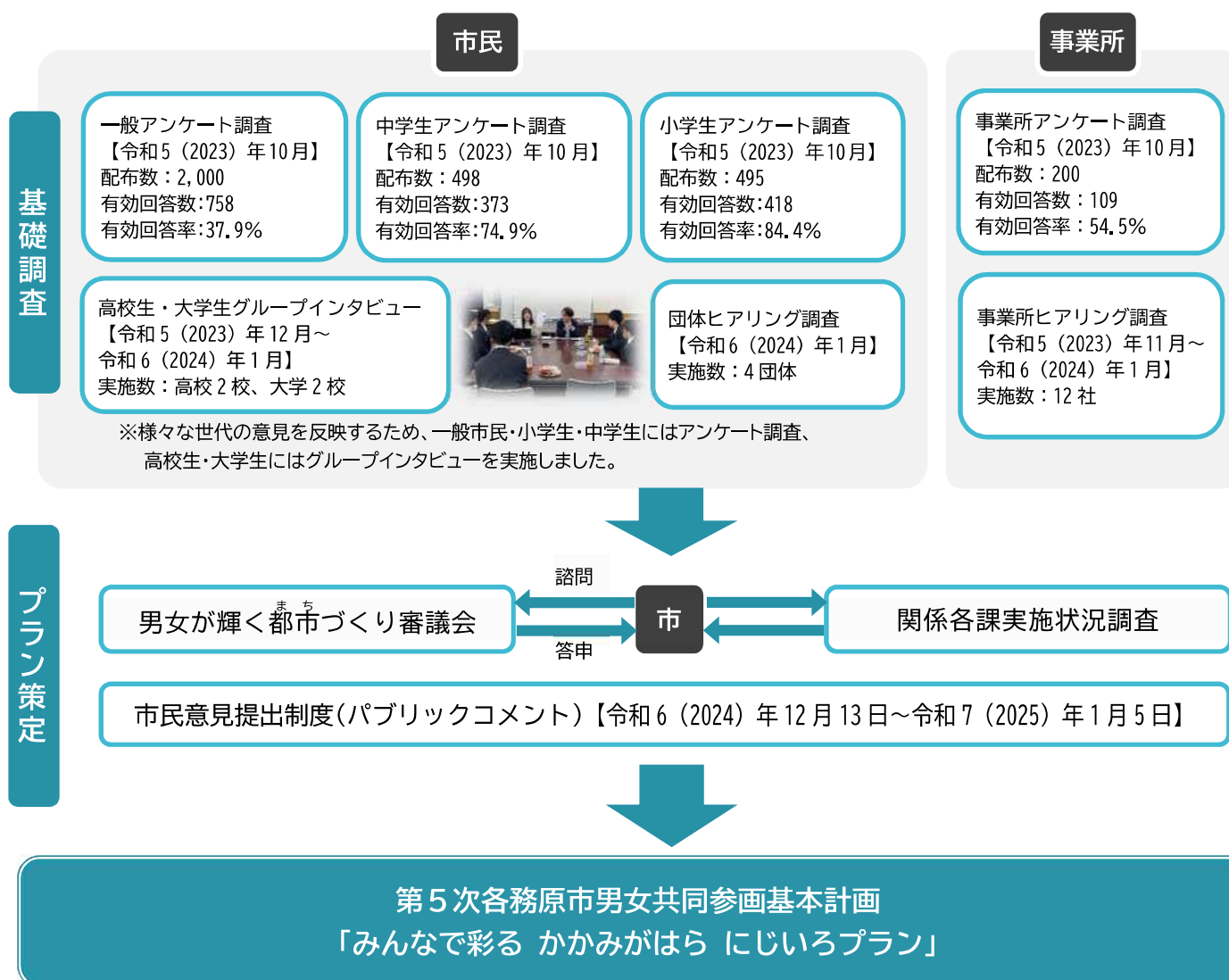
4. プランの期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度までの5年間とします。

	平成27年度～31年度 (2015～2019)	令和2年度～6年度 (2020～2024)	令和7年度～11年度 (2025～2029)
各務原市総合計画	旧計画(10年)		新計画(10年)
	前期計画(5年)	後期計画(5年)	前期計画(5年)
各務原市 男女共同参画基本計画	3次計画(5年)	4次計画(5年)	5次計画(5年)

5. プラン策定の経緯

本プラン策定にあたり、男女が輝く都市づくり審議会や市内関係部局において施策を検討するとともに、市民意識調査や事業所アンケート及び高校生・大学生へのグループインタビュー、事業所ヒアリング調査、団体ヒアリング調査を実施しました。また、市民意見提出制度（パブリック・コメント）の実施など、広く意見の聴取と反映に努めました。



6. SDGs と本プランとの関連について

SDGs は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、誰一人として取り残さない社会の実現を目指しています。その 1 つとして「ジェンダー平等を実現しよう」があげられています。

本プランでは、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、SDGs の視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を計画的に進めます。



Ⅱ 各務原市の現状

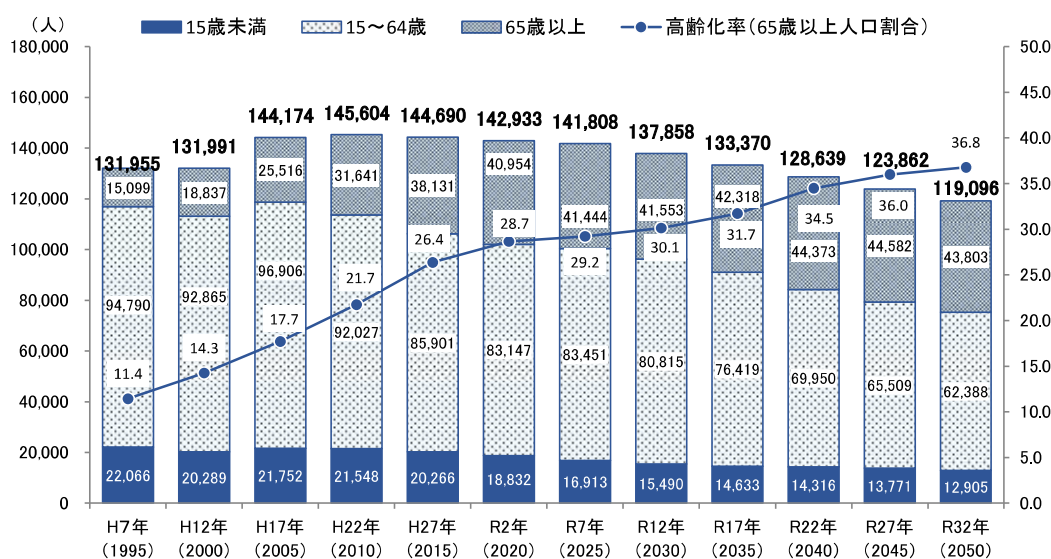
1. 各務原市の状況

(1) 人口について

本市の人口は、平成 22（2010）年の 145,604 人をピークに減少しています。今後も人口減少は続くことが予測されており、令和 32（2050）年には令和 2（2020）年の人口より約 24,000 人少なくなる推計となっています。

年齢 3 区分別人口をみると、15 歳未満人口と 15～64 歳人口が減少し、65 歳以上人口が増加しています。令和 2（2020）年で高齢化率は 28.7%となっており、少子高齢化が進行していることがわかります。

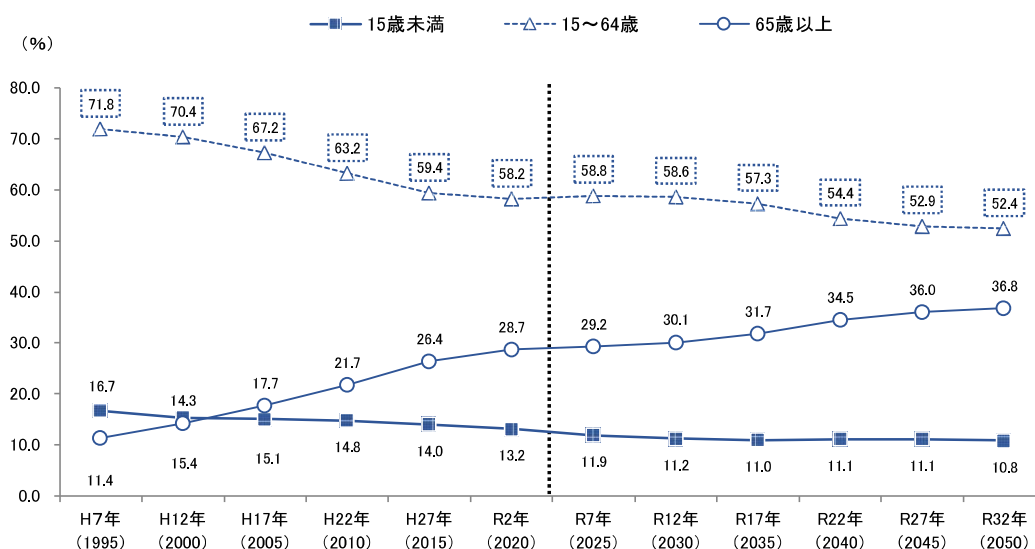
図表 1 人口の推移



資料:平成 7（1995）年～令和 2（2020）年 国勢調査

令和 7（2025）年～令和 32（2050）年 国立社会保障・人口問題研究所

図表 2 年齢 3 区分別人口比率の推移

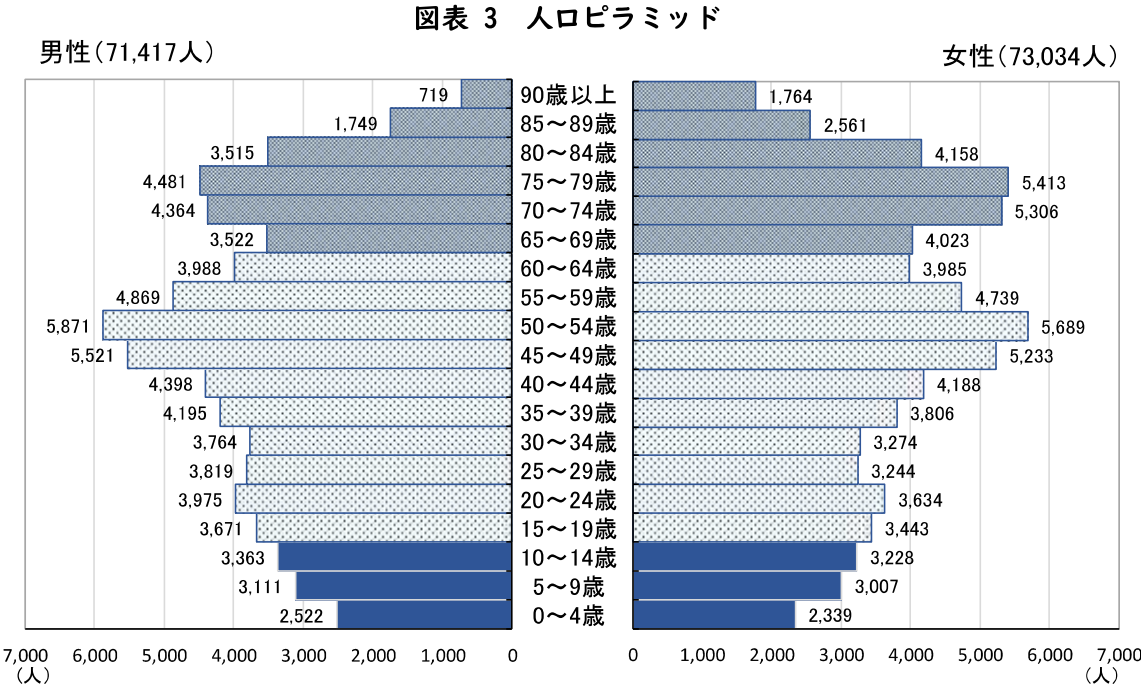


資料:平成 7（1995）年～令和 2（2020）年 国勢調査

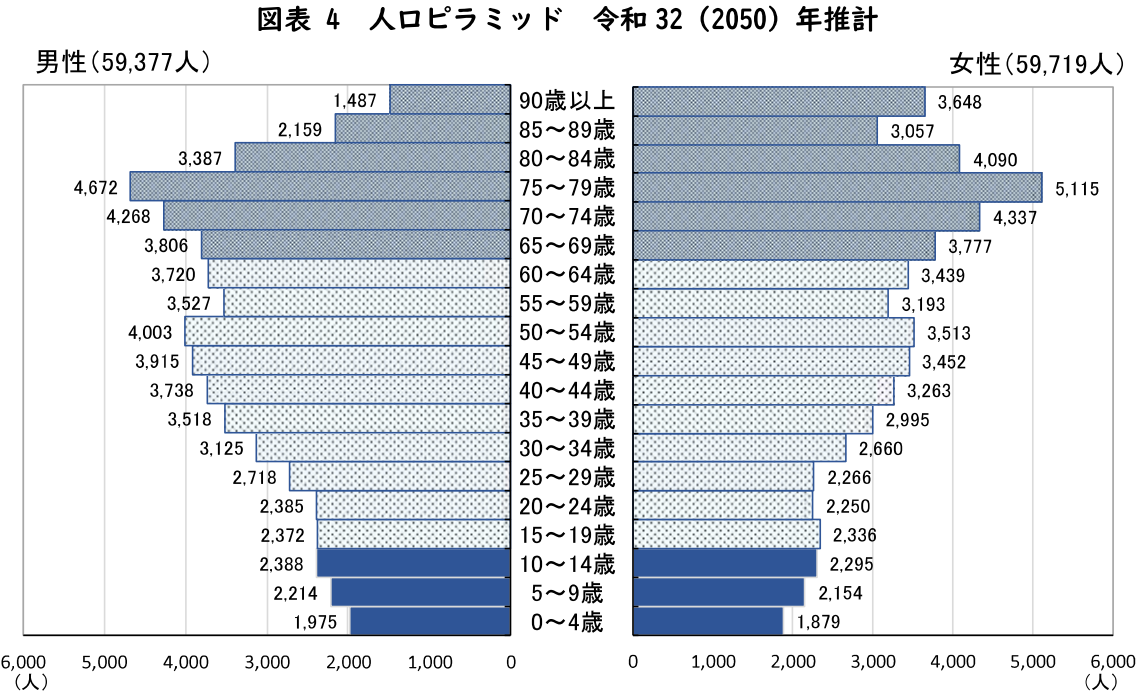
令和 7（2025）年～令和 32（2050）年 国立社会保障・人口問題研究所

人口ピラミッドをみると、団塊ジュニア世代に該当する 50 代前半の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子ども（10 代後半～20 代）の人口は少なくなっています。

令和 32 年の推計によると、団塊のジュニア世代が 65 歳以上となるため高齢人口が増加し、15 歳未満の年少人口と 15 歳～64 歳の生産年齢人口は減少するため、「つぼ型」の人口ピラミッドになることが予測されます。（図表 4）



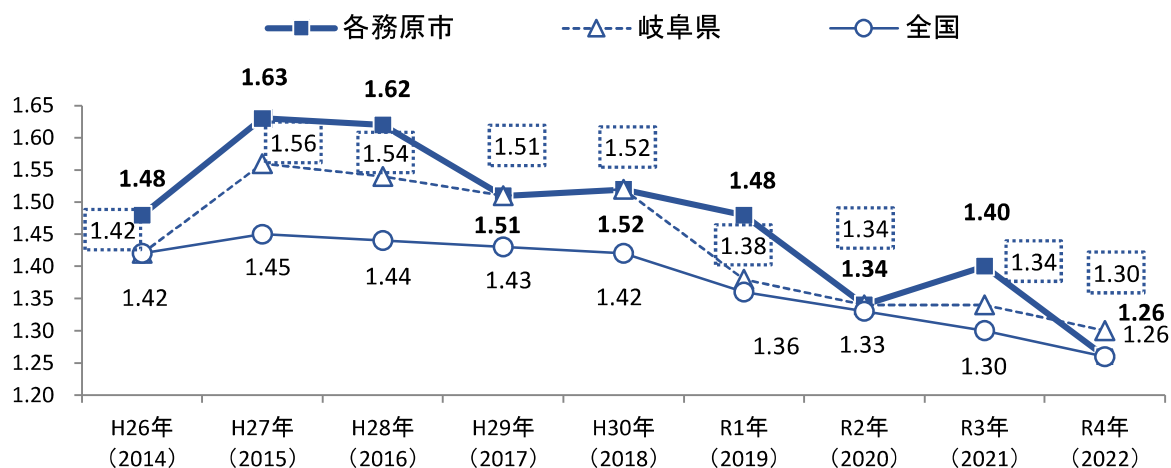
資料：各務原市 令和 6（2024）年 4 月 1 日現在



資料：国立社会保障・人口問題研究所

本市の合計特殊出生率※¹⁰は、平成 27（2015）年の 1.63 をピークに減少傾向でしたが、令和 3（2021）年には 1.40 と増加しました。しかし、令和 4（2022）年には再び減少に転じています。（図表 5）

図表 5 合計特殊出生率の推移



資料：岐阜地域の公衆衛生

※10 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

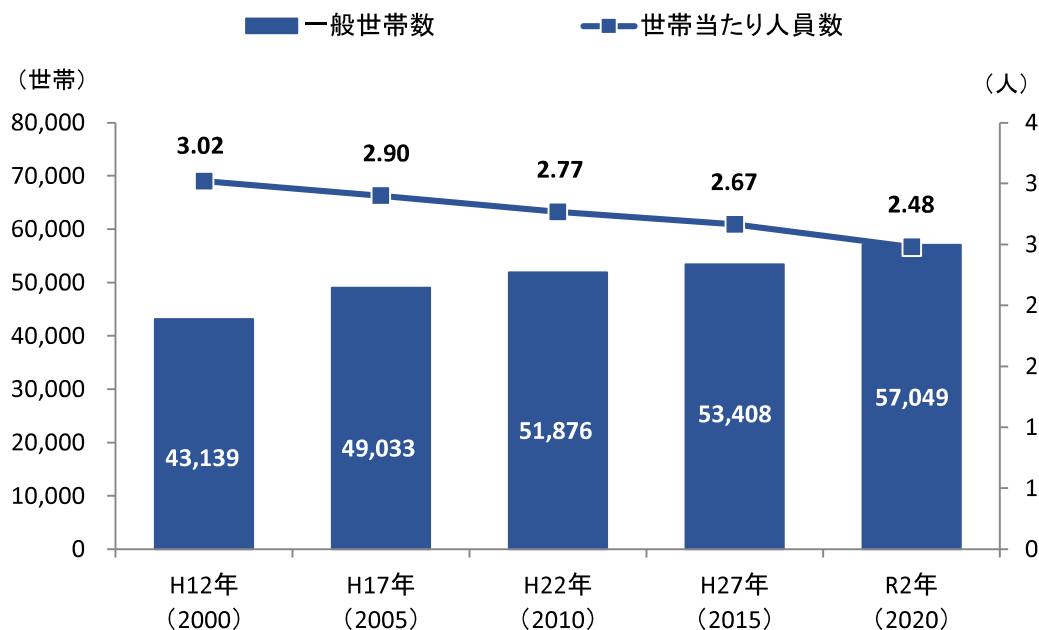
(2) 世帯について

本市の世帯数・世帯当たりの人員数をみると、世帯数は増加していますが世帯当たり人員は減少しており、世帯が小規模化していることがうかがえます。（図表 6）

核家族世帯・単独世帯数の推移をみると、単独世帯数は増加しています。（図表 7）

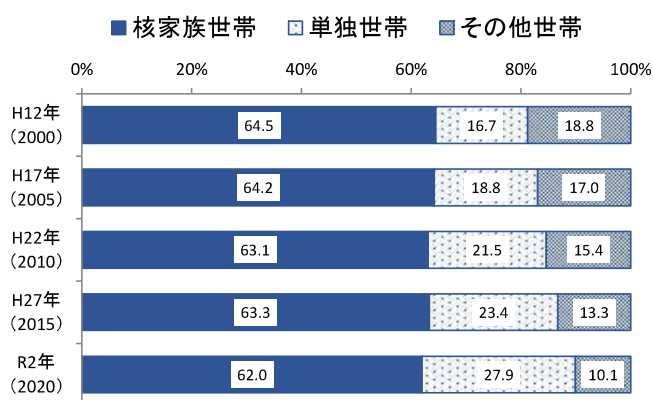
また、岐阜県・国と比較すると、核家族世帯が多く、単独世帯は少なくなっています。（図表 8）

図表 6 世帯数・世帯当たり人員数の推移



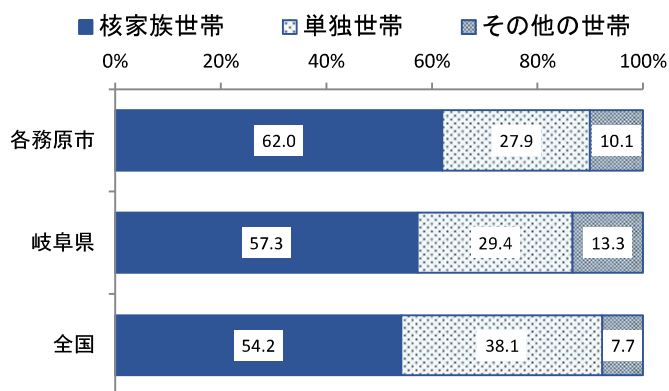
資料：国勢調査

図表 7 核家族世帯・単独世帯数の推移



資料：国勢調査

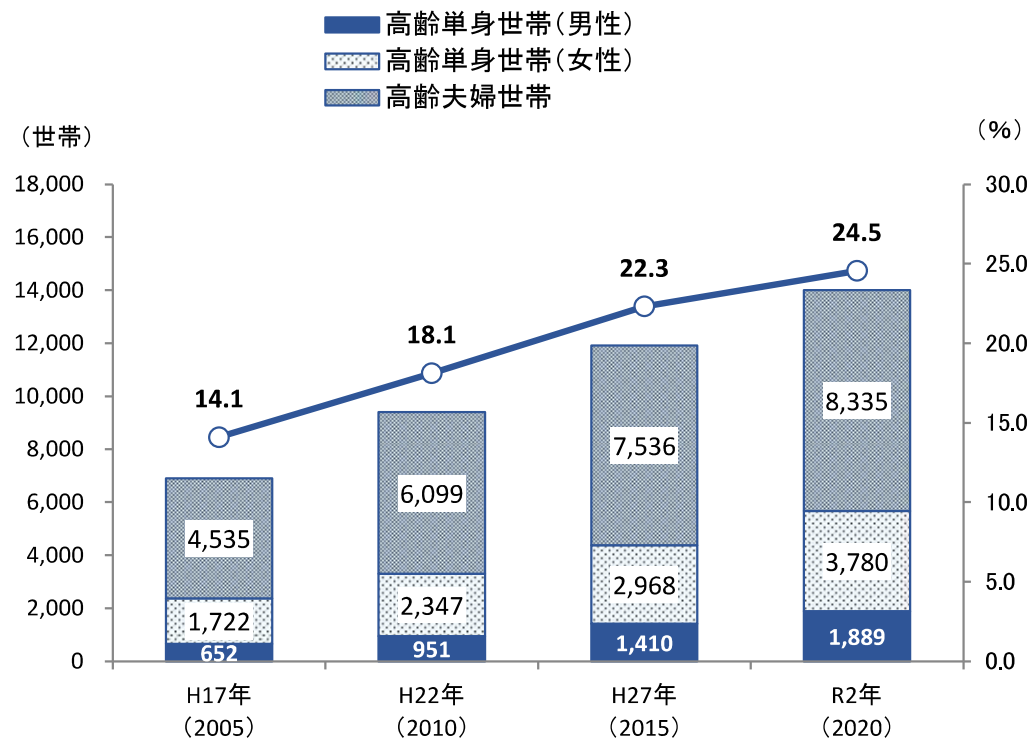
図表 8 核家族世帯・単独世帯数の比較



資料：国勢調査

高齢者世帯※¹¹の推移をみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しています。全体のうち高齢者世帯の割合も増加傾向にあり、平成 17（2005）年と令和 2（2020）年を比較すると、10 ポイント以上増加しています。（図表 9）

図表 9 高齢者世帯の推移



資料：国勢調査

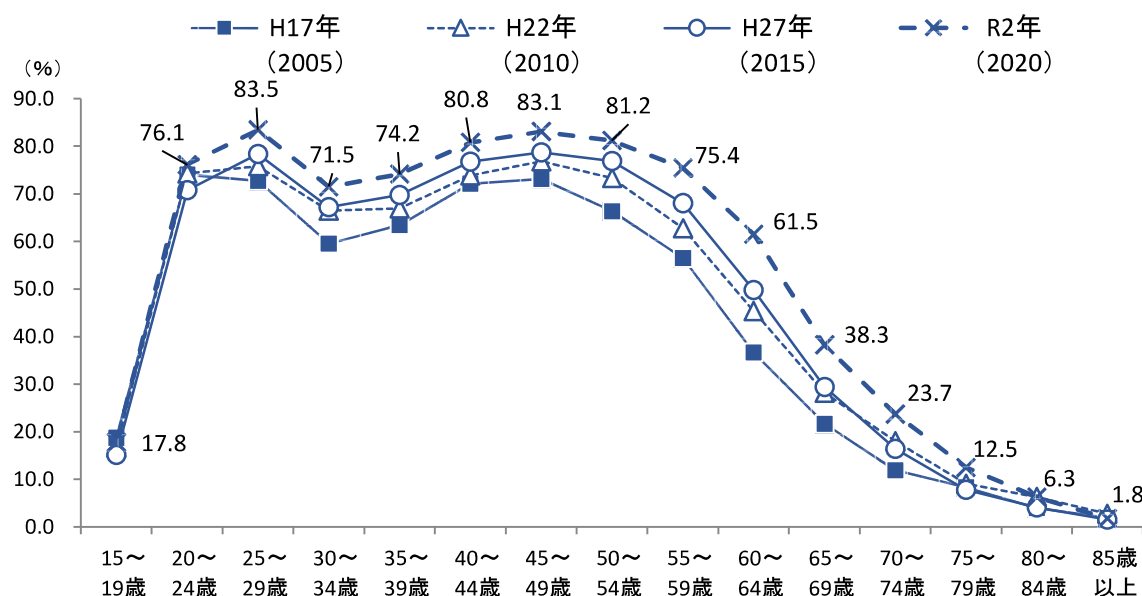
※11 高齢者世帯：世帯員全員が 65 歳以上で構成される世帯。

(3) 労働について

本市における女性の年齢階級別労働力の推移をみると、30～34 歳で出産や育児によって就業者が減少することによる労働力率※12 が落ち込む、いわゆる M 字カーブがみられます。しかし、平成 17（2005）年から令和 2（2020）年にかけて、女性全体の労働力率は上昇し、M 字カーブの谷も徐々に浅くなってきています。（図表 10）

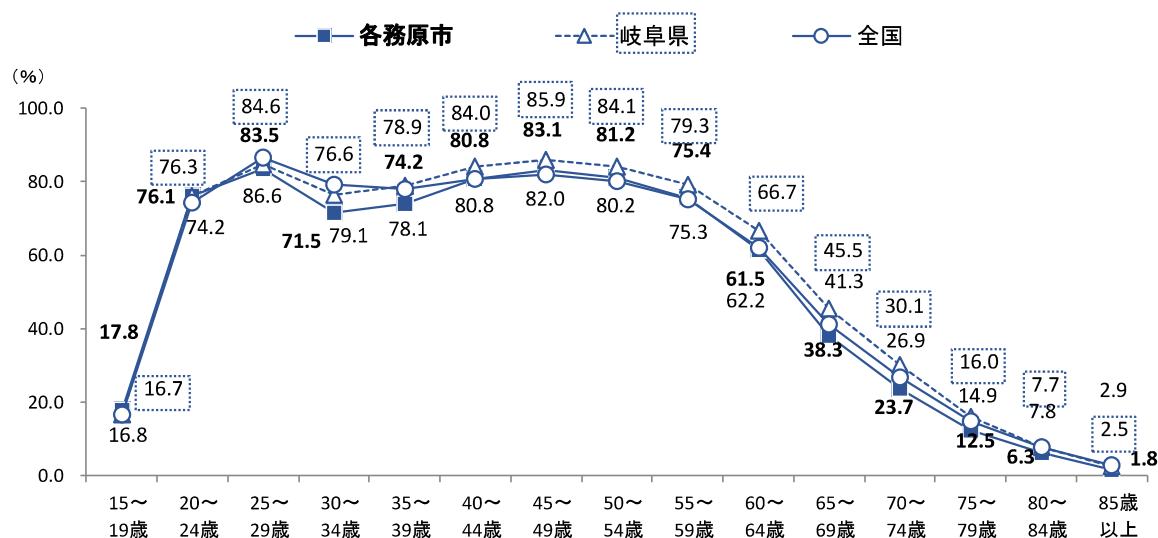
一方で、本市の女性の労働力率は、岐阜県よりも低い数値で推移しています。（図表 11）

図表 10 各務原市の性別年齢階級別労働力率（女性）の推移



資料：国勢調査

図表 11 性別年齢階級別労働力率（女性）の比較

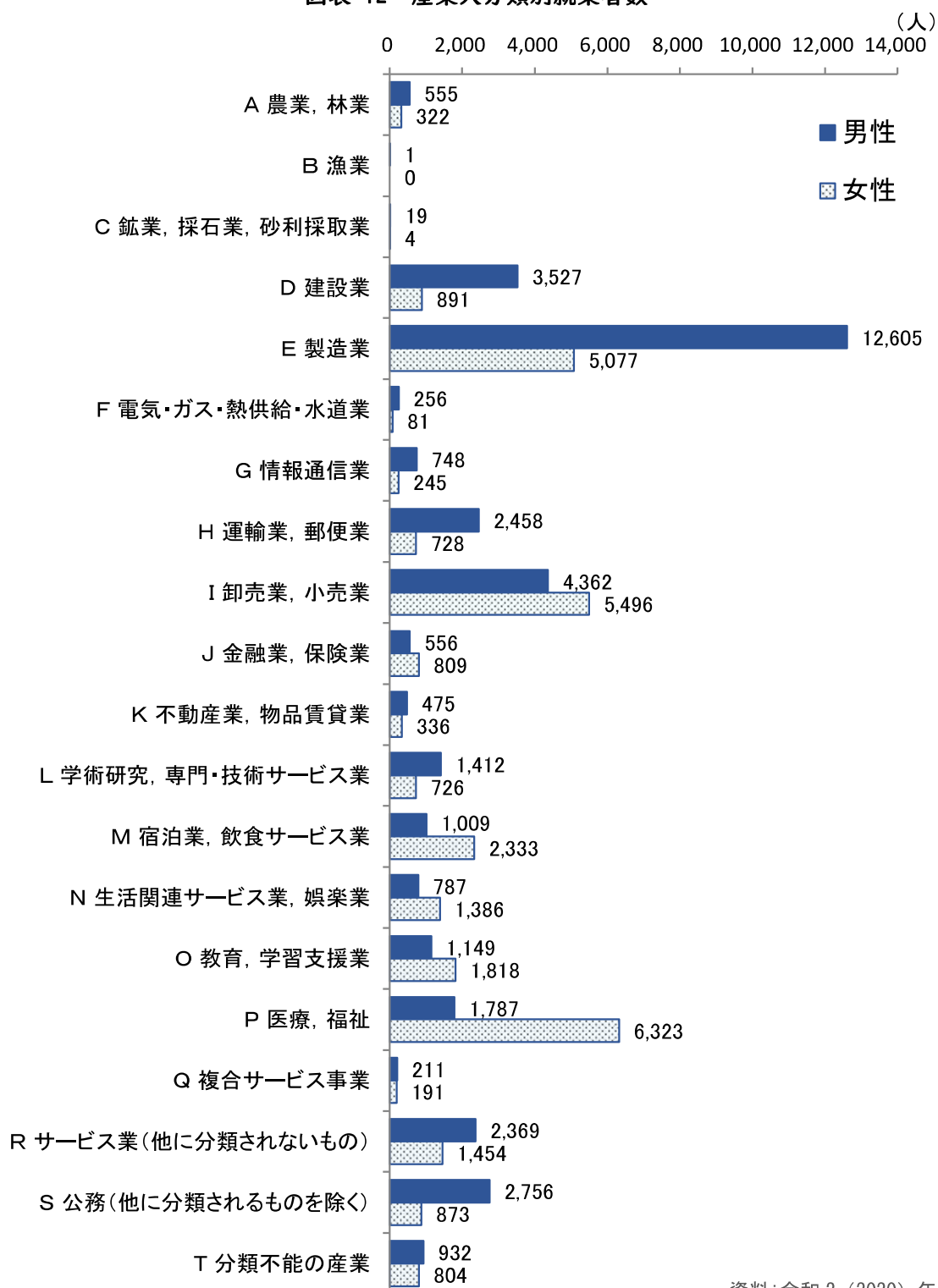


資料：令和 2（2020）年国勢調査

※12 労働力率：15 歳以上人口のうち就業者と完全失業者を合わせた人口が占める割合のこと。完全失業者とは、働く意思と能力を持っており、求職活動を行っていても就職の機会を得られない者のこと。

産業分類別の就業者数をみると、「E 製造業」、「D 建設業」は男性に多く、女性は「P 医療、福祉」、「M 宿泊業、飲食サービス業」が多くなっています。（図表 12）

図表 12 産業大分類別就業者数



資料: 令和 2 (2020) 年 国勢調査

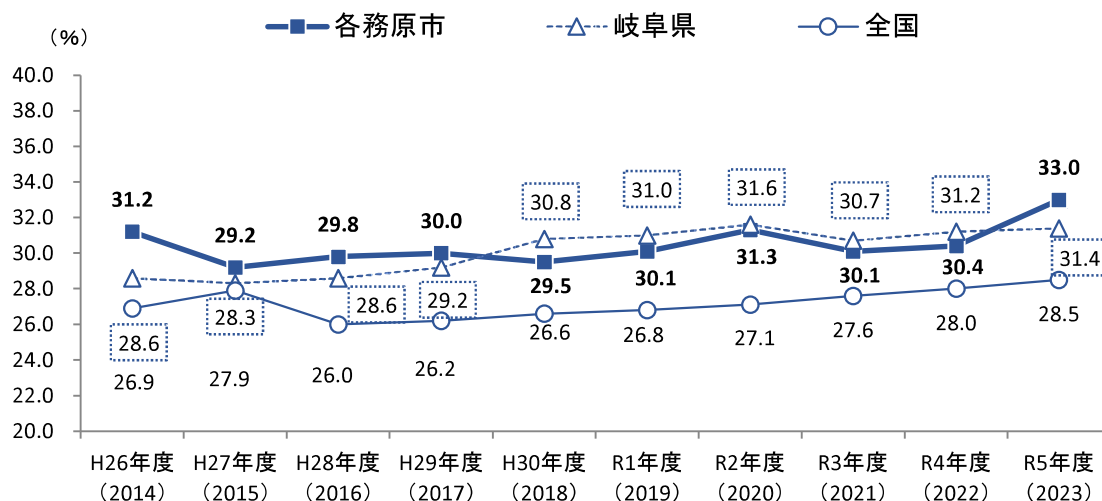
2. 各務原市の男女共同参画における現状と課題

(1) 政策・方針決定過程における女性参画について

本市における審議会への女性の登用状況は、30%前後で推移しており、令和 5（2023）年時点で 33.0%となっています。国や岐阜県と比較すると、やや高い水準で推移しています。（図表 13）

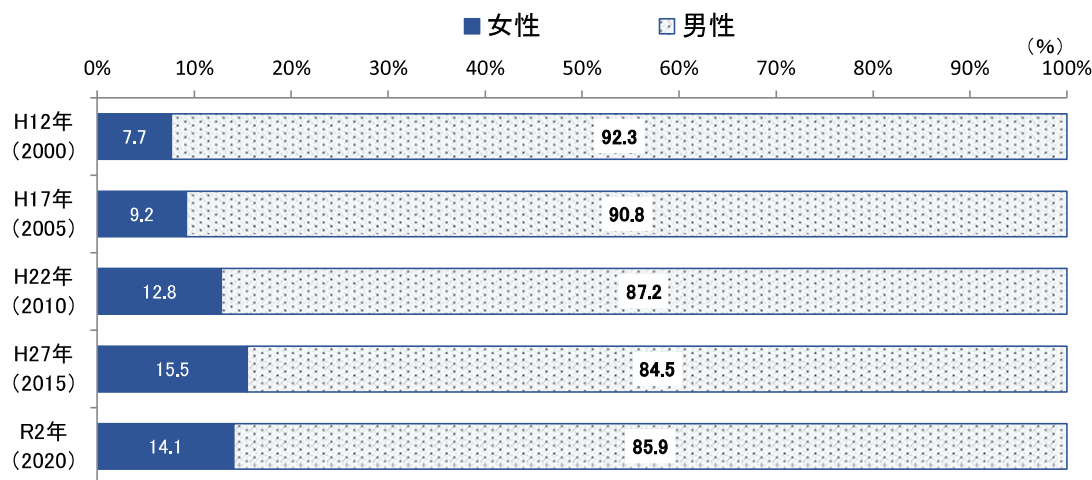
また、管理的職業従事者における性別割合は、男性のほうが高く、令和 2（2020）年時点で女性の割合は 14.1%となっており、平成 27（2015）年の 15.5%より減少しています。（図表 14）

図表 13 審議会等における女性委員の参画状況



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

図表 14 管理的職業従事者における性別割合【各務原市・一般企業】



資料：国勢調査

◆課題① 政策・方針決定過程においてジェンダーギャップの解消が必要◆

審議会や管理職割合など、方針決定の場面において、ジェンダーギャップ※13 がみられます。女性が政策・方針を決める過程に参画することは、男女間の機会の平等という観点からも極めて重要であることから、今後、女性参画拡大に向けた環境の整備、施策の推進を行い、男女ともにあらゆる分野で活躍できる社会づくりを進めていく必要があります。

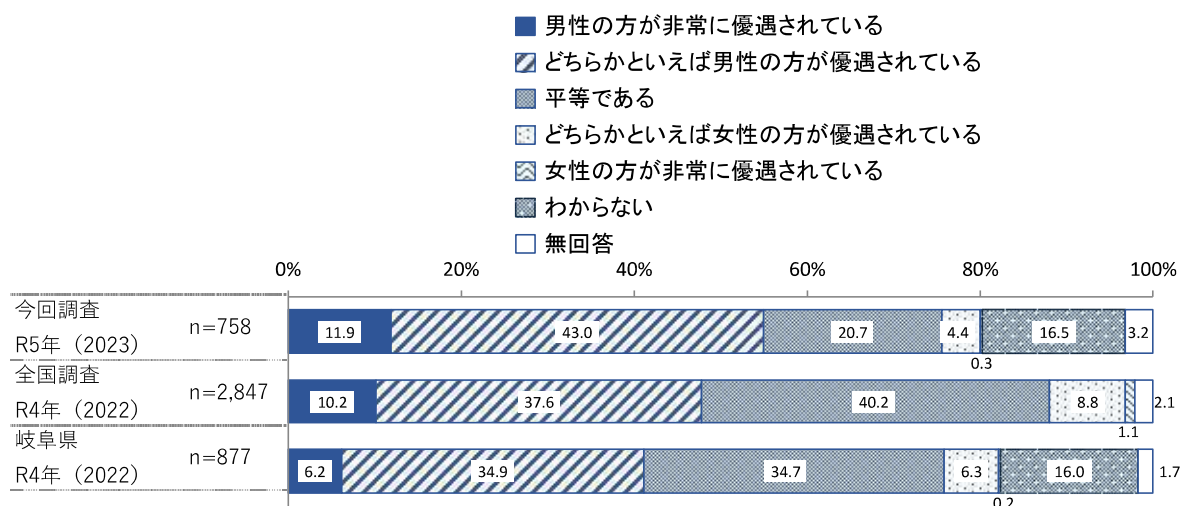
※13 ジェンダーギャップ：男女の差によって生じる格差のこと。

(2) 地域社会・防災分野における男女共同参画について

市民意識調査によると、地域活動の場における男女の地位の平等感は、「平等である」が20.7%に対し、「男性の方が非常に優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した割合は、54.9%となっており、国や岐阜県と比較すると高くなっています。（図表 15）

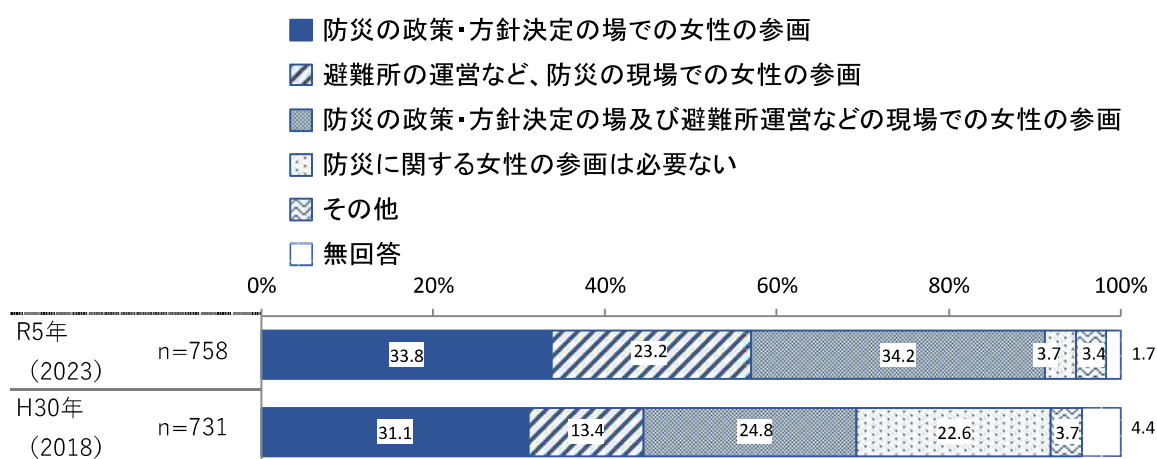
また、防災に関して、女性の参画が必要だと思うものについては、「防災に関する女性の参画は必要ない」が大きく減少し、「防災の政策・方針決定の場及び避難所運営などの現場での女性の参画」が増加しています。（図表 16）

図表 15 地域活動の場における男女の地位の平等感



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 16 防災に関して、女性の参画が必要だと思うもの



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題② 地域社会・防災分野における女性参画が求められる◆

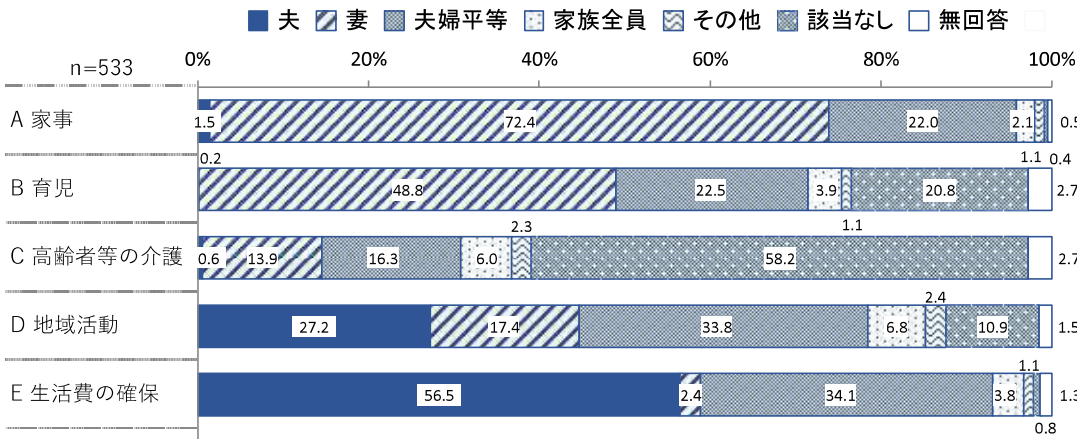
地域社会において、男女の固定的性別役割分担意識を解消し、誰もが積極的に参加できる環境整備に努める必要があります。また、防災に関して、政策・方針決定の場や避難所運営における女性の参画が求められています。

(3) 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスについて

市民意識調査によると、家庭での役割分担は全ての項目で夫婦平等は 5 割未満となっており、特に、家事・育児に関しては「妻」に負担が偏っている現状があります。（図表 17）

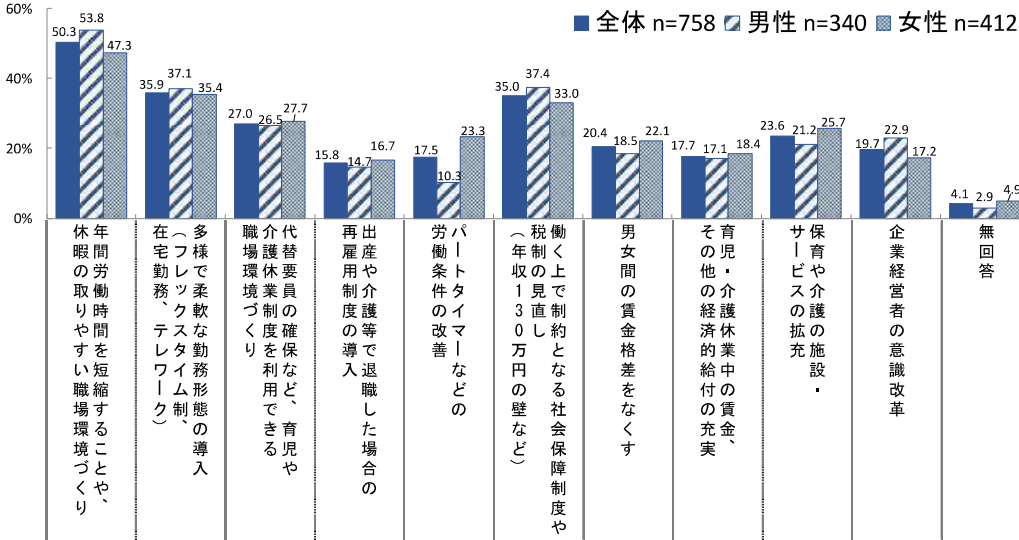
また、仕事と家庭を両立するための必要な条件としては、「年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり」や「多様で柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制※14、在宅勤務、テレワーク）」が高くなっています。（図表 18）

図表 17 家庭での役割分担



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 18 男女がともに仕事と家庭の両立をするために必要な条件



資料：令和 5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題③ 男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進が求められる◆

女性の社会進出や世帯収入の減少などにより、共働き世帯は増加傾向にある中、男女がともに活躍できる社会をつくるには、家庭内で女性に負担が偏らないようにする必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランス※8 の観点からも、職場における長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、子育て支援の充実など、仕事も家庭も両立できるような環境の整備が求められます。

※8 ワーク・ライフ・バランス：P.3 参照

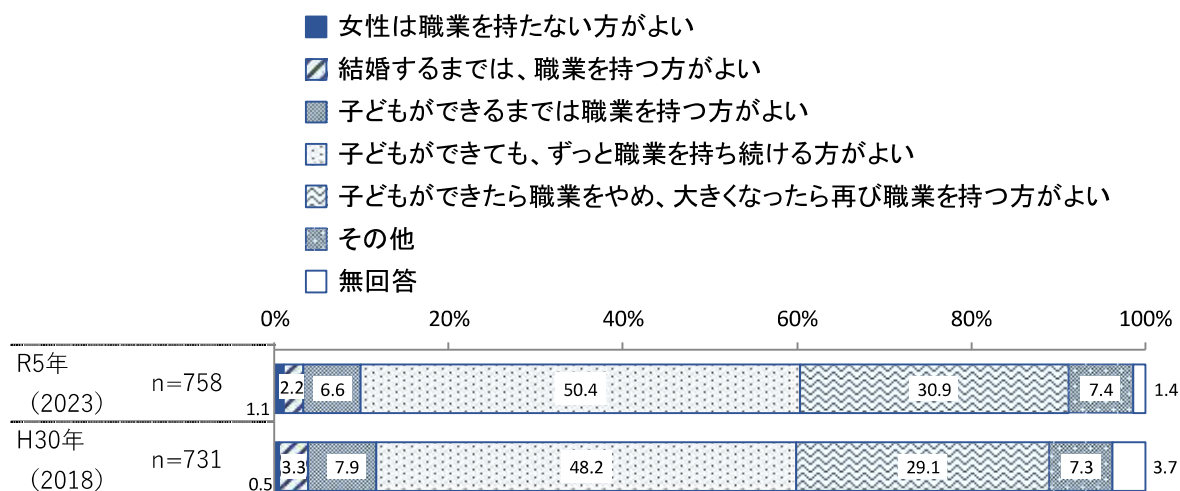
※14 フレックスタイム制：一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度のこと。

(4) 女性の就労、働く場における男女共同参画について

女性が職業を持つことについては、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」が50.4%と最も高く、平成30（2018）年時の調査よりも増加傾向にあります。（図表19）

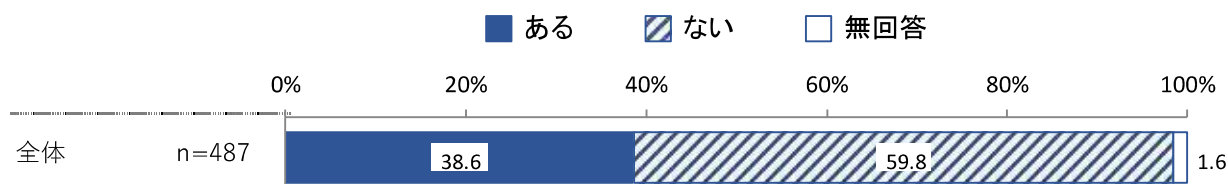
一方で、職場における待遇や仕事についての男女の差があると回答した割合は約4割となっています。（図表20）

図表 19 女性が職業を持つことについて



資料：令和5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 20 職場における男女の差の有無



資料：令和5（2023）年 各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題④ 職場における男女格差の是正と働く女性の支援が必要◆

ライフプランの変化に関わらず女性の就労継続を望む人が増えている一方で、職場における男女の格差が未だ存在しています。

誰もが安心して働くことができ、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現するために、職場での性別を理由にした格差をなくし、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）※15 や労働環境の整備を進めるとともに、働く意欲のある女性への再就職支援やキャリアアップに向けた支援を推進する必要があります。

※15 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女雇用機会均等法に基づき、あらゆる分野において男女間格差を改善するため、一定の範囲内で男女のいずれか一方に対して、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

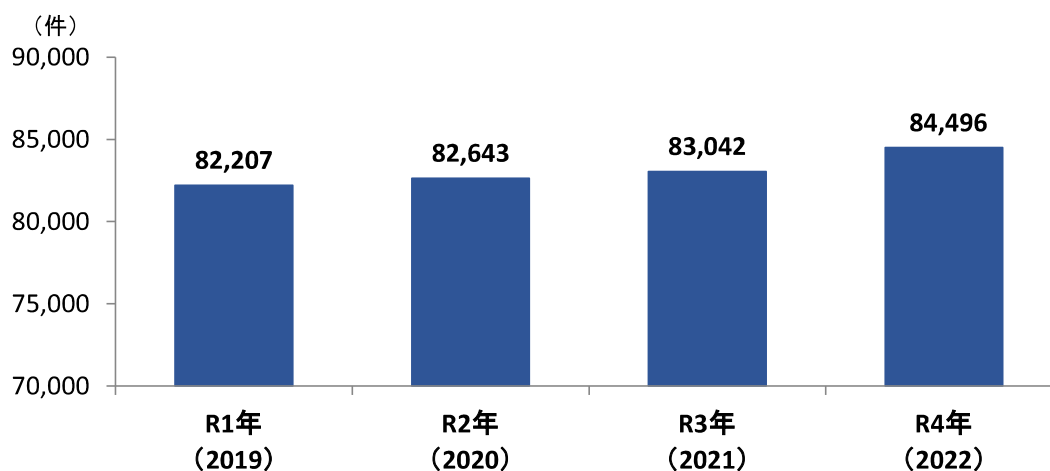
(5) DV、セクハラについて

DV※¹⁶の被害は全国的にみても増加傾向にあり、本市においても、令和5（2023）年度の被害件数が令和4（2022）年度から増加しています。（図表21、22）

市民意識調査によると、DV またはセクハラ※¹⁷を「自分が直接経験したことがある」と回答した割合は前回調査と比較して増加しています。（図表23）

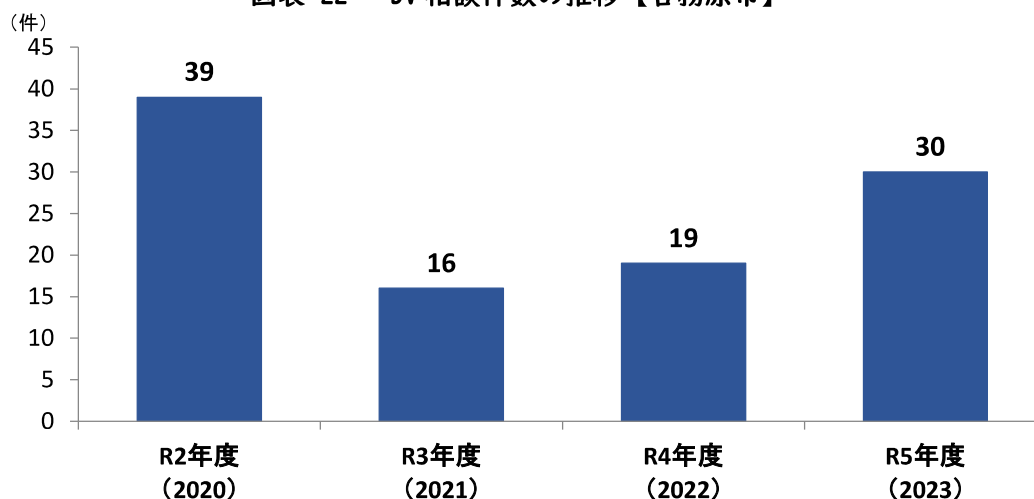
また、DV またはセクハラ被害の相談の有無については、「相談した」は約3割に留まっており、被害を受けても相談しない傾向がみられます。（図表24）

図表 21 配偶者からの暴力事案等の相談状況【全国】



資料：令和5（2023）年配偶者からの暴力事案等の相談等状況（生活安全の確保に関する統計等）

図表 22 DV相談件数の推移【各務原市】

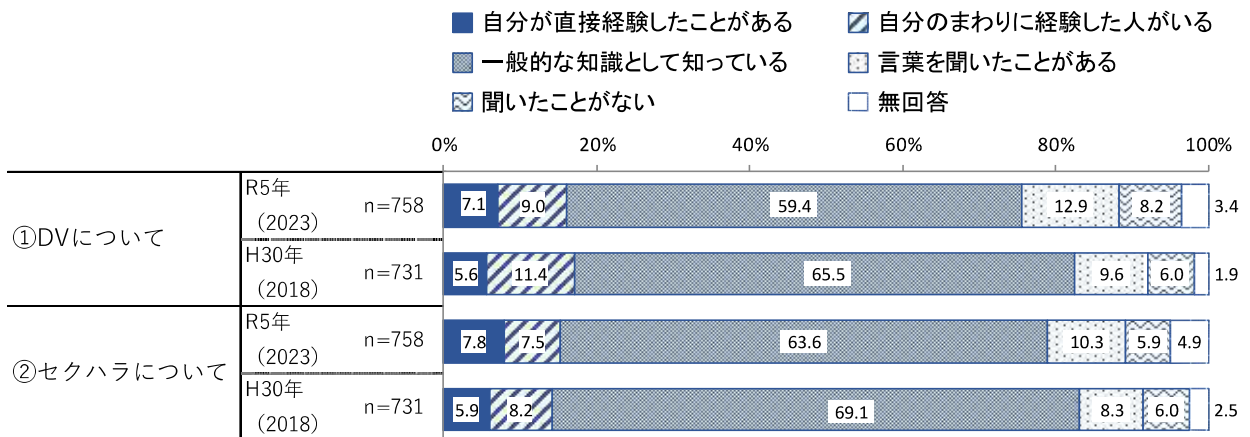


資料：各務原市（各年度末時点）

※16 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的・身体的・経済的・性的な暴力のこと。

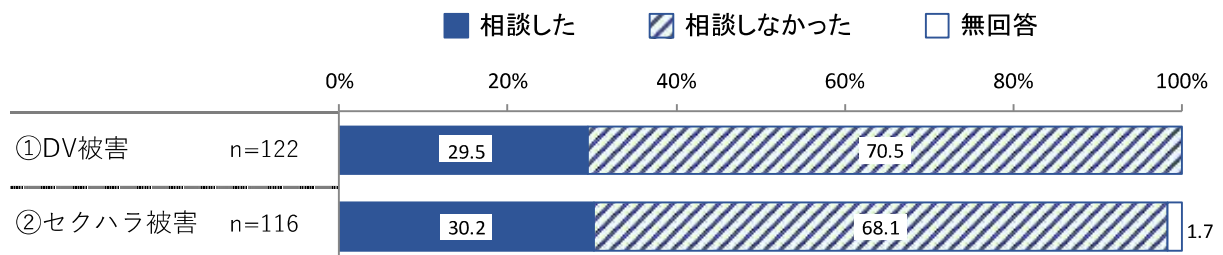
※17 セクハラ（セクシャル・ハラスメント）：相手方が望まない性的な言動のこと。狭義では、雇用上の関係を利用して行われる相手方の望まない性的な言動のこと。

図表 23 DV・セクハラ被害経験や見聞きした経験



資料:令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 24 DV・セクハラ被害を受けたときの相談の有無



資料:令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑤ DV 被害について安心して相談できる環境整備や窓口の周知が必要◆

被害者が身近な場所で安心して相談できるように、必要な情報が得られる体制づくりの周知や、関係機関・団体との連携を強化するとともに、被害者の認知及び支援開始から生活の再建に向け、包括的な支援を推進する必要があります。

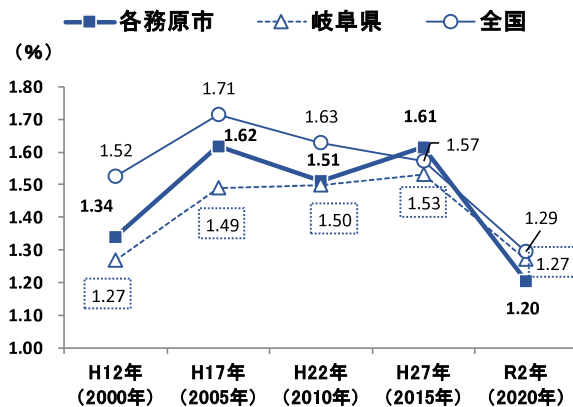
(6) 困難な問題を抱える人について

本市における、ひとり親世帯の割合の推移は増減を繰り返しており、令和 2（2020）年は 1.20%となっており、国や県と比較しても大きな差はみられません。（図表 25）

また、生活保護世帯の内訳は、障がい世帯、高齢世帯が増加傾向となっています。（図表 26）

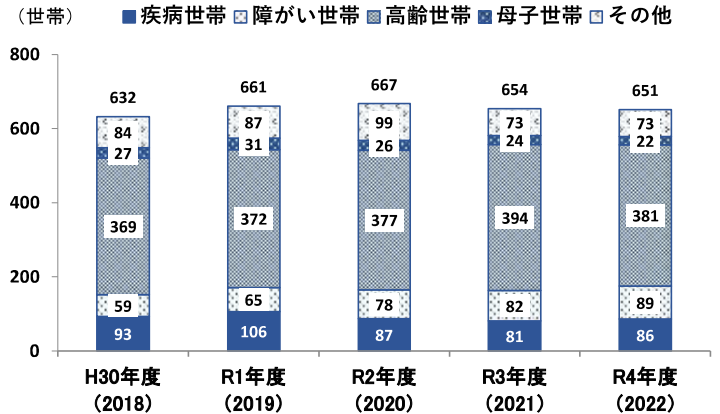
市民意識調査によると、女性が抱える困難な問題への必要な公的支援は、「一時保護など、緊急時に対応できる体制づくり」、「専門的に支援できる女性相談員の配置」という意見が多くなっています。（図表 27）

図表 25 ひとり親世帯の割合の推移比較



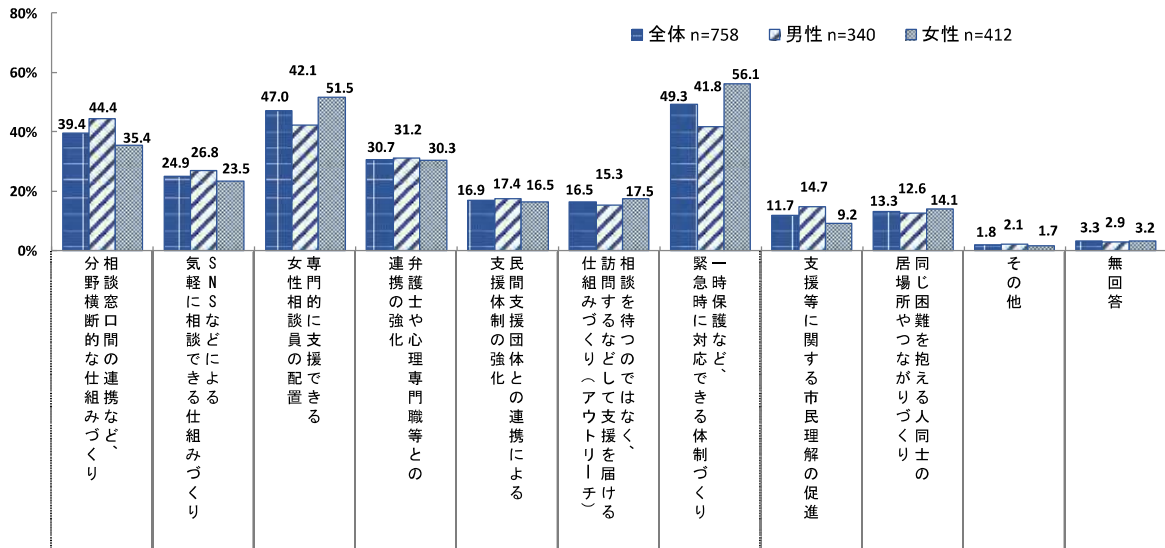
資料：国勢調査

図表 26 生活保護世帯の割合



資料：各務原市（各年度末時点）

図表 27 女性が抱える困難な問題への必要な公的支援



資料：令和 5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑥ 困難を抱える一人ひとりに合った支援が必要◆

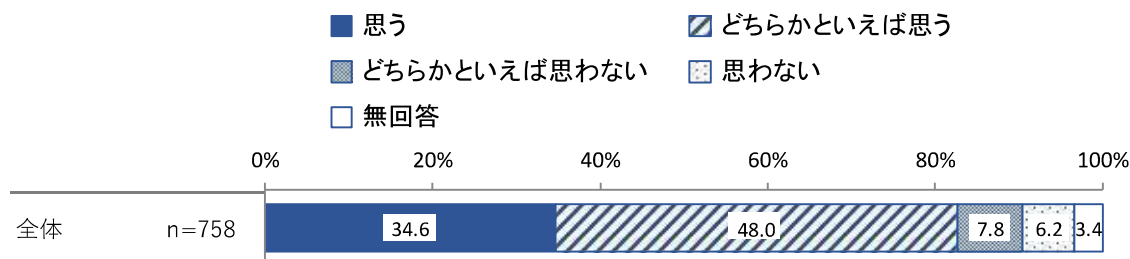
性別、年齢、国籍、障がい、ひとり親などを理由に不自由な生活を強いられることなく、誰もが暮らしやすい社会を実現するために、相談体制を充実させるとともに、一人ひとりのニーズに合った支援を実施することが求められます。また、女性支援新法の趣旨を踏まえ、女性をめぐる実態把握を進め、様々な機関と連携・協力してニーズに応じた包括的な支援体制を整備する必要があります。

(7) 性的少数者について

市民意識調査によると、一般的に、性的少数者に対して、偏見や差別があると思う割合は、80%以上に及びました。(図表 28)

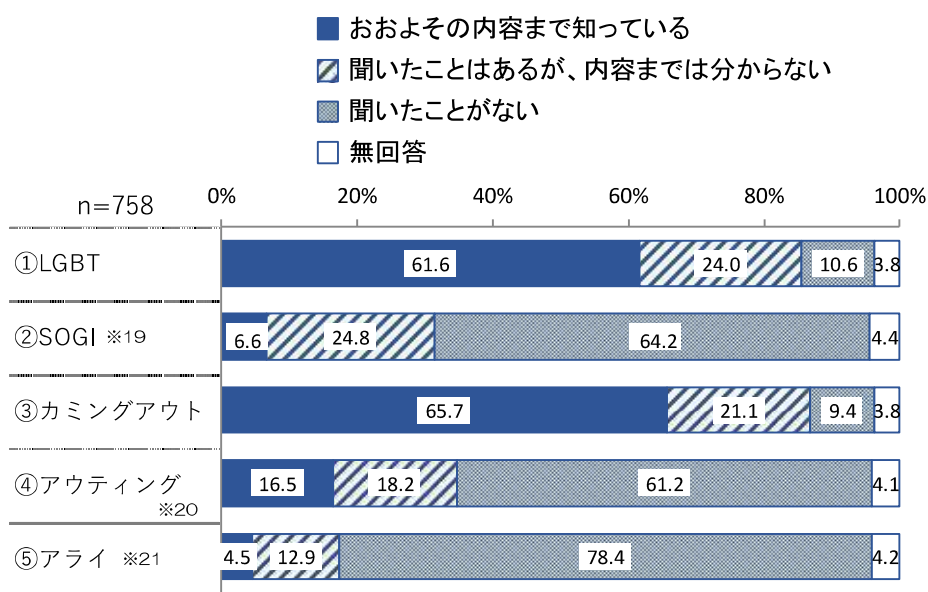
また、性の多様性に関する言葉の認知度について、「LGBT※4」、「カミングアウト※18」は 80%以上の認知度となっているものの、内容まで理解している割合は 6 割台に留まっています。(図表 29)

図表 28 一般的に、性的少数者に対して、偏見や差別があると思うか



資料: 令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 29 性の多様性に関する言葉の認知度



資料: 令和 5 (2023) 年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑦ 誰もが安心して暮らせる社会づくりが求められる◆

多様な性への関心が高まるにつれ、言葉の認知度が高くなる一方、その言葉の理解まではしていないなど、社会的に理解が追い付いていない状況があります。よって、性的少数者が偏見や差別によって生きづらさを感じたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。

誰もが安心して生活でき、互いに認め合うことのできる社会をめざして、性の多様性に関する知識・理解を深め、偏見や差別を解消していくため、意識啓発・教育をさらに推進していく必要があります。

※4 LGBT: P.1 参照

※18 カミングアウト: 性的指向や性自認を自らの意志で他者に伝えること。

※19 SOGI: Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の英語の頭文字をとった人の属性を表す略称。異性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性のこと。

※20 アウティング: 本人から了承を得ずに、性的指向や性自認を第三者が公に開示すること。

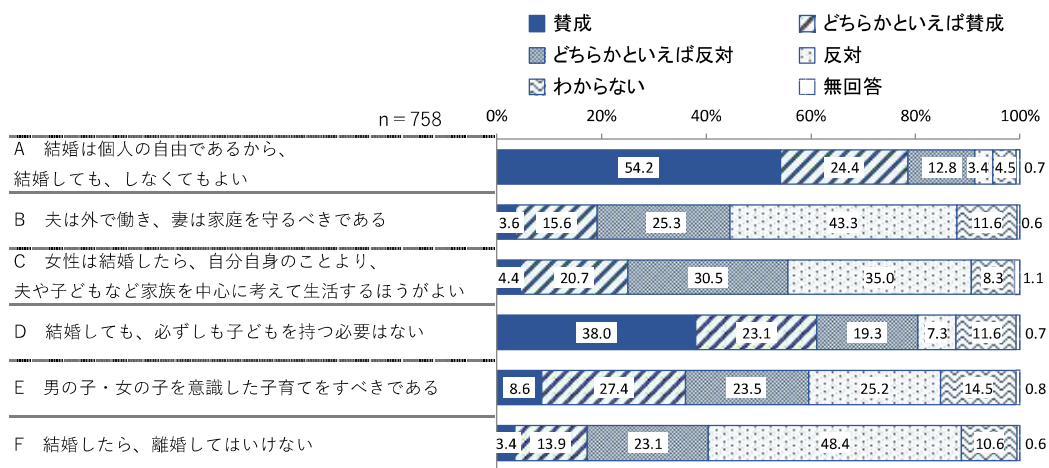
※21 アライ: 性的マイノリティ当事者のことを理解し、支援する人のこと。

(8) 固定的性別役割分担意識について

市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」、「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子供など家族を中心に考えて生活する方がよい」、「男の子・女の子を意識した子育てをすべきである」などの考え方が 2 割から 3 割程あり、固定的性別役割分担意識が強く残っていることがうかがえます。（図表 30）

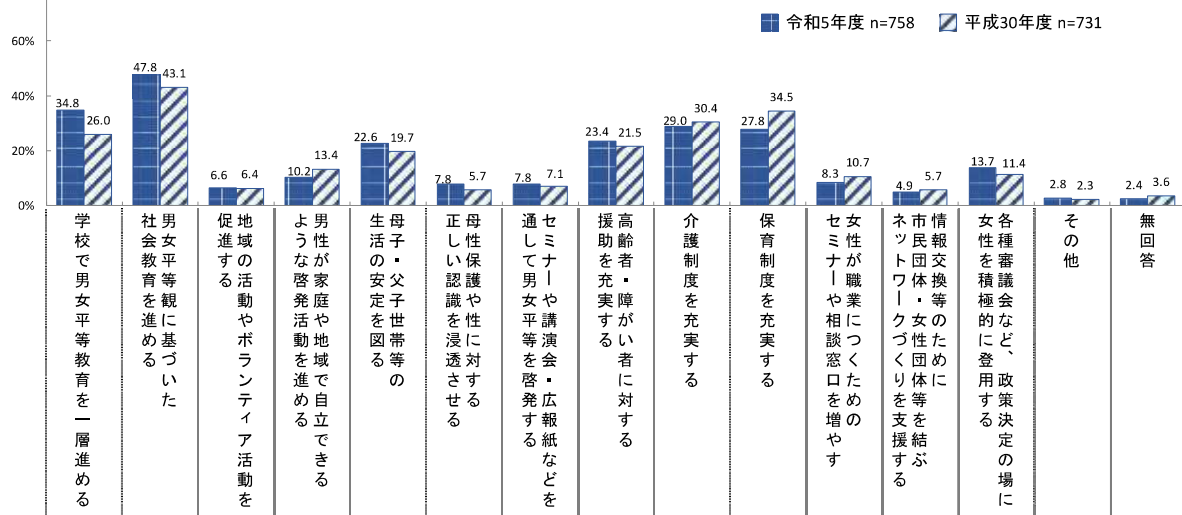
男女平等を推進するために市に求める施策については、「男女平等観に基づいた社会教育を進める」「学校で男女平等教育を一層進める」などを重視している人が多くみられます。（図表 31）

図表 30 家庭生活などにおける考え方



資料：令和 5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 31 男女が平等で共に生き生きと暮らせるための市の施策として望むもの



資料：令和 5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑧ 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消が求められる◆

固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス※22 を解消するためには、すべての人が男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深める必要があります。そのため、幼少期からの意識啓発や学校教育ならびに全世代に向けた継続的な社会教育などの充実が求められます。

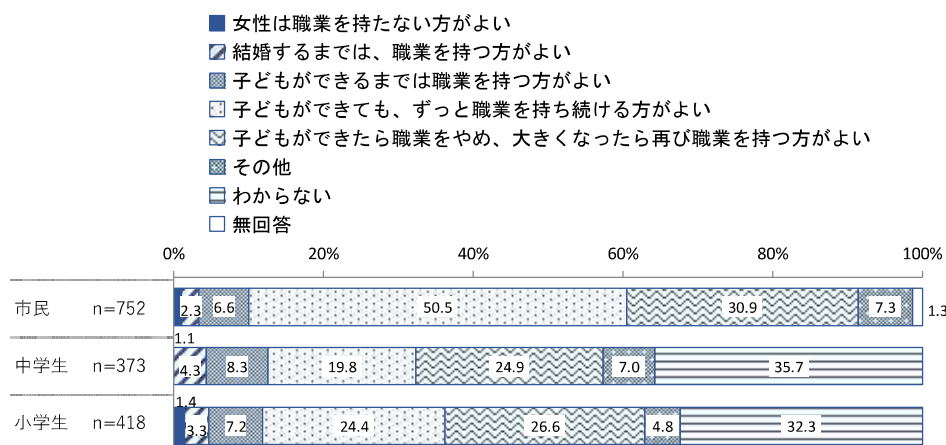
※22 アンコンシャス・バイアス：「男は仕事、女は家庭」など、性別による無意識な思い込みのこと。

(9) 若い世代（小・中学生）の男女共同参画意識について

小・中学生調査の結果をみると、女性が仕事を持つことについて、市民では、結婚・出産に関わらず継続して仕事を続けた方がよいと考える割合が約5割となっているものの、小学生、中学生では約2割から2割半ばとなっており、若い世代よりも、実際に就労に対して現実的な感覚を持つ市民の方が、女性の継続就労を支持する傾向にあります。

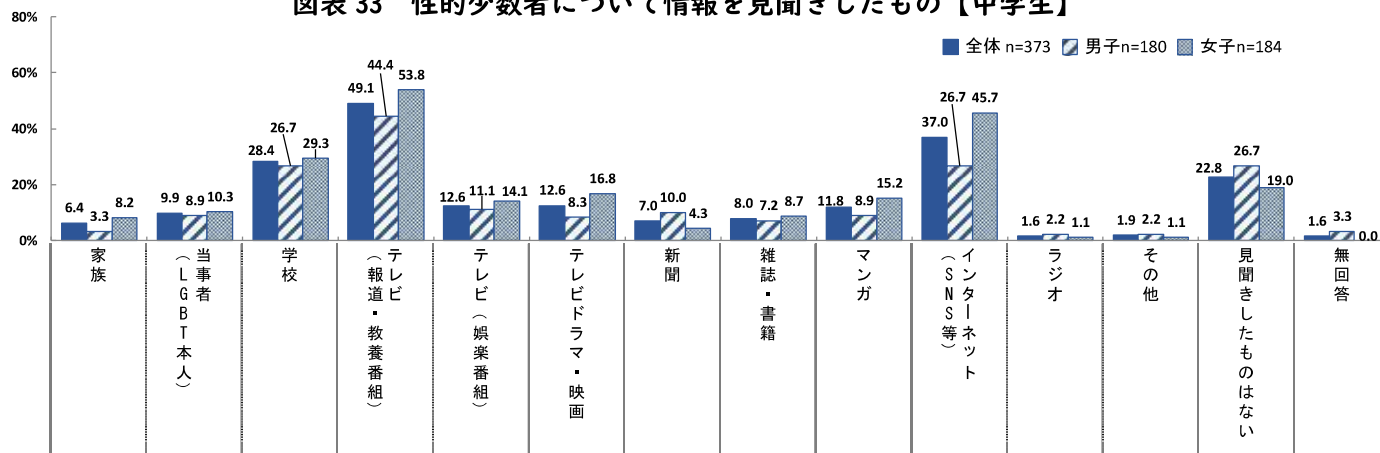
また、中学生が性的少数者について情報を見聞きしたものについては、「インターネット」「テレビ」などの割合が多く、メディアの影響を大きく受けていることがうかがえます。

図表 32 女性が職業を持つことについて【市民・小・中学生】



資料：令和5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

図表 33 性的少数者について情報を見聞きしたもの【中学生】



資料：令和5（2023）年各務原市男女共同参画に関する市民意識調査

◆課題⑨ 子どもの頃からの継続的な意識啓発やメディア・リテラシーの向上が必要◆

小・中学生の若い世代でも、固定的性別役割分担意識がすでに根付いているため、子どもの頃からの継続的な意識啓発の充実が求められます。また、特に若い世代はメディアに触れる機会が多く、影響を受けやすいため、情報を無暗に受け入れず、取捨選択して活用できる能力（メディア・リテラシー※23）を向上させる取組を推進する必要があります。

※23 メディア・リテラシー：メディアから入手した情報を無批判に受け入れるのではなく、各メディアの特性を理解した上で、情報を読み解き、自らの考えと照らし合わせて取捨選択して活用する能力とメディアを使用して発信する能力のこと。

Ⅲ プランの基本的な考え方・体系

1. 基本理念

誰もが互いの人権を尊重し、ともに社会のあらゆる分野で個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成を、本市では「男女が共に輝く都市づくり」と表現し、その実現を目指します。

実現にあたっては、市、市民及び事業者の協働により、「各務原市男女が輝く都市づくり条例」第3条に示された6つの基本理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

「各務原市男女が輝く都市づくり条例」に掲げる基本理念

1 性別による差別的取り扱いの禁止と個人としての人権の尊重

男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人の個性及び能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

2 固定的な役割分担や慣行にとらわれない、多様な生き方の選択およびその尊重

男女が、性別による固定的な役割分担を前提とした社会の様々な制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立した個人として自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し協力し合うこと。

3 社会のあらゆる分野における市、市民、事業者との協働

社会のあらゆる分野に男女が共に参画できるよう、市、市民及び事業者が、自らの意思と相互の協力により、協働して取り組み、その活動の自由な選択を妨げることのないよう配慮されること。

4 あらゆる意思決定の場に、男女が対等に参画できる機会の確保

男女が、性別にかかわらず、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる意思決定の場に、対等な構成員として平等に参画する機会が確保されること。

5 家庭生活における活動と、他の活動の両立

家族を構成する者が、人々の家庭を愛する心と相互の協力並びに社会の支援のもとに、愛情豊かな子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、その他の社会生活における活動を円滑に行うことができること。

6 男女の生涯にわたる健康の確保および女性の妊娠、出産、その他の健康の維持

男女が、人格を尊重し合い、互いの性への理解を深めることにより、妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること。

2. 基本目標

誰もが社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮し、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会を実現するために、次の3つの基本目標に沿って、施策に取り組み、本計画を推進していきます。

基本目標Ⅰ 誰もが活躍できる社会づくり

誰もが活躍できる社会づくりには、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が対等な立場で参画し、ともに責任を担いながら、多様な視点を取り入れていくことが必要です。

そのために、市における各種委員会や審議会での女性登用や女性管理職の積極的採用、企業や団体に対する女性のエンパワーメント^{※7}の啓発を行います。

また、職業生活と家庭生活との両立を図るため、多様で柔軟な働き方の推進や男性の意識醸成により、男女がともに家事や育児などの家庭責任を分担し、ワーク・ライフ・バランス^{※8}の実現に向けた環境の整備を行います。

基本目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安全で安心して暮らしていくためには、互いの個性や多様性を認め、人権を尊重し、ともに相手を思いやる意識を持つとともに、生涯を通じて健やかに暮らせる環境が必要です。

そのために、ライフステージに応じた切れ目ない健康づくりを進めるとともに、性別による身体的特性の理解促進、生涯を通じた健康及び妊娠・出産などに関する支援を行います。

また、DV やセクハラ等の防止に向けた啓発や教育を推進し、あらゆる暴力やハラスメントを抑制するとともに、被害を受けた際の窓口の周知、相談体制や関係機関との連携の強化を行い、安心して相談できる環境を整備します。

さらに、困難な問題を抱える人への支援体制の強化や性の多様性の理解促進に向けた啓発や教育の推進を行います。

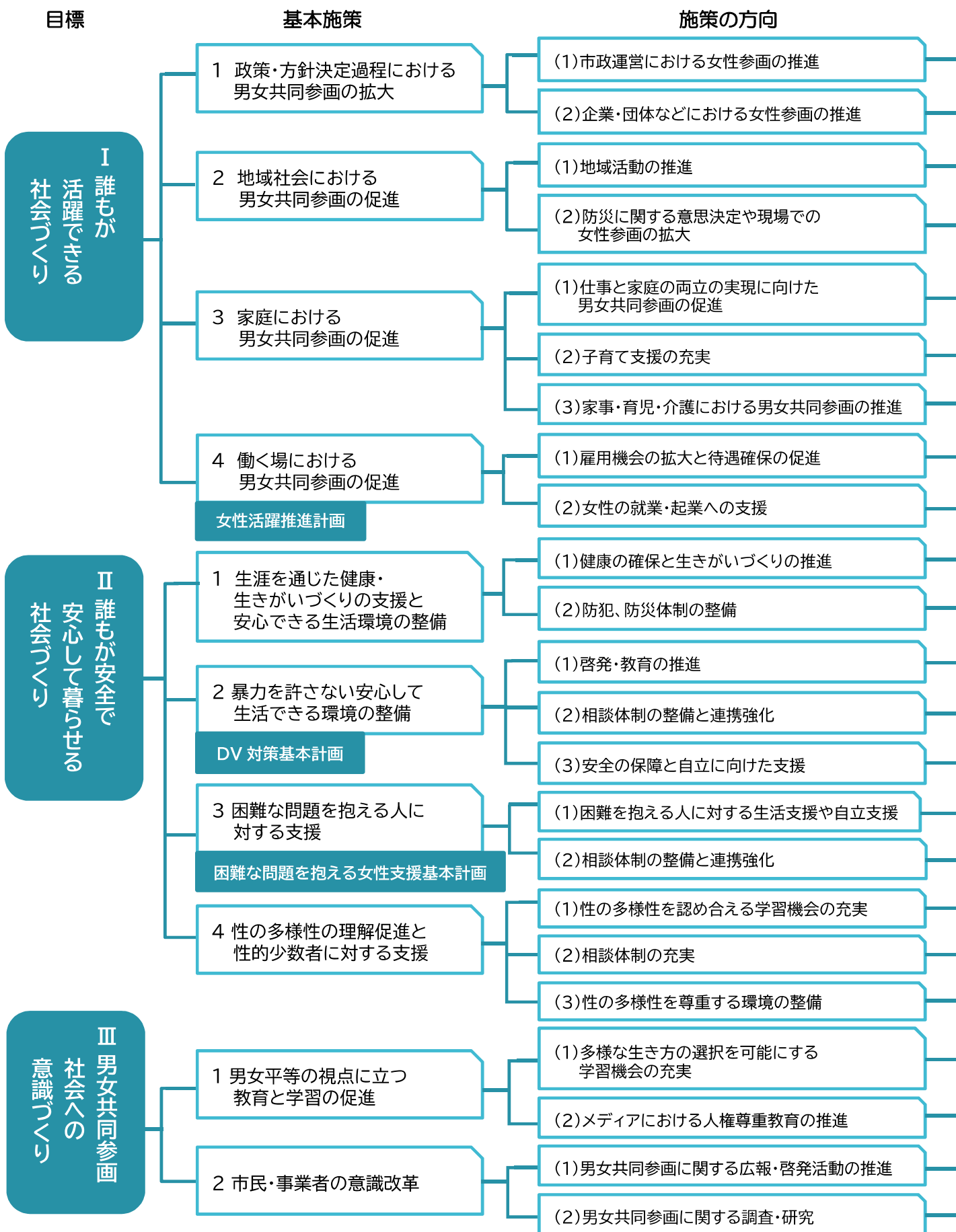
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス^{※22}）の解消が必要不可欠です。また、具体的な施策や社会的なあらゆる分野において、男女共同参画や女性の視点を取り入れることが重要と考えます。

そのために、子どもの頃からの継続的な学習や人権教育を充実させ、全世代に向けた男女共同参画に関する広報や啓発活動を推進します。

※7 女性のエンパワーメント：P.2 参照
※8 ワーク・ライフ・バランス：P.3 参照
※22 アンコンシャス・バイアス：P.23 参照

3. プランの体系



主な事業

①各種委員会・審議会への女性の登用率の向上 ②管理職への女性の積極的採用 ③女性登用後のサポート体制の強化

①女性のエンパワーメントの啓発・促進 ②女性リーダー育成のための援助

①地域活動における男女共同参画の推進 ②まちづくり活動における男女共同参画の推進

①防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進 ②防災活動の現場における女性参画の推進

①ワーク・ライフ・バランスの周知 ②働き方改革の推進 ③多様な働き方の推進

①子育て相談体制の充実 ②地域における子育て支援機能の充実 ③多様なニーズに対応した保育サービスの充実

①家事・子育てに対する性別役割分担の意識改革の推進 ②育児や介護における休暇・休業の取得の促進

①積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大 ②女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進

①女性の再就職・起業支援の充実 ②女性の能力発揮促進のための援助

①性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発 ②健康に関する支援体制の充実 ③高齢者の生きがいづくりの推進

①安全・安心のまちづくりの推進 ②多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進

①各種広報活動の推進 ②職場におけるハラスメントの防止対策の徹底

①被害者の相談・保護などの支援体制の推進 ②相談窓口間の連携 ③相談員の資質向上と二次的被害の防止

①通報への迅速・的確な対応 ②被害者の生活再建に向けた支援 ③DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進
④民間支援団体との連携・協働

①高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援 ②ひとり親家庭への支援 ③困難を抱える人への支援

①各種窓口の周知 ②連携体制の強化 ③相談員の資質向上

①学校における教育の推進 ②生涯を通じた学習機会の充実

①性的少数者に対する相談窓口の運営・周知

①当事者等の日常生活上の困難の解消

①男女平等教育・学習の充実 ②子どもの頃からの教育・学習の推進 ③男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進
④生涯を通じた学習機会の充実

①性差別につながらない表現の促進 ②メディア利用に関する教育の推進

①男女共同参画についての広報・啓発

①男女共同参画についての実態調査・研究

IV プランの内容

目標Ⅰ 誰もが活躍できる社会づくり

➤ 基本施策1 政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

◆施策の方向

(1) 市政運営における女性参画の推進

各種委員会や審議会、管理職などへの女性の積極的な登用を図るため、人材リストの活用や人材育成に取り組めます。

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

企業や社会活動団体に対して、女性のエンパワーメント※7のため、女性リーダーの育成や職業能力を高めるためのセミナーなどの情報提供を通じて啓発に努めます。

◆主な事業と内容

(1) 市政運営における女性参画の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種委員会・審議会への女性の登用率の向上	・各種委員会、審議会での女性の登用率の向上を図ります。 ・各種委員会、審議会での女性委員ゼロの解消を目指します。 ・女性の登用促進に向けた人材リストを作成し、情報を提供します。	・まちづくり推進課 ・関係各課
②	管理職への女性の積極的採用	・女性職員の意見や意向を市政に活かすよう、管理職などへの登用を推進します。	・人事課
③	女性登用後のサポート体制の強化	・女性登用後、能力向上のためなどの講座や研修を実施します。 ・相談体制を強化します。	・人事課 ・関係各課

(2) 企業・団体などにおける女性参画の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	女性のエンパワーメントの啓発・促進	・企画能力や管理能力などを高める女性のエンパワーメント※7のための情報を企業などに提供し、啓発を推進します。	・商工振興課
②	女性リーダー育成のための援助	・女性リーダー育成のためのセミナーなどの情報を提供します。 ・職業能力を高めるセミナー情報や資格取得、技術取得などの情報を提供するとともに女性の能力活用を促します。	・商工振興課

※7 女性のエンパワーメント：P.2 参照

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
各種委員会・審議会での女性登用率	33.0%(R6)	50.0%
各務原市の係長職以上における女性の割合	19.5%(R6)	28.5%
「女性管理職を積極的に登用していきたい」と考える事業所の割合(事業所アンケート)	51.4%(R5)	UP

➤ 基本施策2 地域社会における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 地域活動の推進

男女共同参画の視点を取り入れて活力ある地域社会をめざし、年齢や性別にとらわれることなく、男女がともに地域活動に取り組み、意思決定の場へ参画できるよう支援します。

(2) 防災に関する意識決定や現場での女性参画の拡大

女性の視点を取り入れた防災対策の推進のため、防災分野における政策・方針決定過程や、避難所運営などの防災現場への女性の参画を促進します。

◆主な事業と内容

(1) 地域活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	地域活動における男女共同参画の推進	・自治会などの地域活動に、女性の参画を促します。 ・地域における自主防災活動、防火活動や環境活動へ女性のさらなる参画を促進します。 ・地域づくりへの参画と活動の活性化のため、各種団体やグループを育成、支援します。 ・地域の団体において、性別に基づいている不合理な慣行、しきたりの見直しを働きかけます。	・まちづくり推進課 ・防災対策課 ・消防総務課 ・予防課 ・環境政策課 ・関係各課
②	まちづくり活動における男女共同参画の推進	・性別や年齢を問わず、多様な人材や団体などと協働したまちづくりを推進するとともにその活動を支援します。 ・まちづくりの担い手の育成や支援に取り組みます。	・まちづくり推進課

(2) 防災に関する意思決定や現場での女性参画の拡大

主な事業		事業内容	関係課
①	防災分野における政策・方針決定過程への女性参画の推進	・地域防災計画・災害復興の策定、健康危機管理対策などに女性が参画します。	・防災対策課 ・健康管理課
②	防災活動の現場における女性参画の推進	・避難所運営など地域の防災活動に対して女性の参加を促進します。	・防災対策課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
治安が良いまちだと感じる市民の割合(総合計画)	63.0%(R5)	UP
「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	20.7%(R5)	UP
現地連絡所員に占める女性の割合	34.9%(R6)	UP

➤ 基本施策3 家庭における男女共同参画の促進

◆施策の方向

(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

仕事と家庭の両立を図れるように、多様な就業形態の導入を奨励し、適切な職場慣行の普及、長時間労働の是正などの啓発を事業所へ行います。また、ワーク・ライフ・バランス※⁸ 実現に向けて、セミナーなどを開催し、市民への意識啓発に努めます。

(2) 子育て支援の充実

子育てに関する講座、セミナーを開催し、子育て中の人々が抱える悩みや不安の解消に努めます。また、放課後子ども教室※²⁴、放課後児童クラブ※²⁵ など地域における子育て支援の充実や延長保育など、多様化するニーズに対応した子育て支援体制の充実を図ります。

(3) 家事・育児・介護における男女共同参画の推進

家事・育児・介護への男性の積極的な参加を促す啓発を行います。また、育児や介護における休暇・休業が取得しやすい職場環境づくりにむけて事業者への啓発を促進します。

◆主な事業と内容

(1) 仕事と家庭の両立の実現に向けた男女共同参画の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	ワーク・ライフ・バランスの周知	・ワーク・ライフ・バランスや、性別による固定的役割分担意識の改善に向けて、啓発を行います。 ・仕事と家庭の両立支援の必要性についてのセミナーなどを開催します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課
②	働き方改革の推進	・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、事業者等に長時間労働の是正などの啓発を行います。 ・男性の仕事中心という意識の見直しへの啓発を推進します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課 ・人事課
③	多様な働き方の推進	・パートタイム労働法、派遣労働法などの周知・啓発を行います。 ・事業者に対し、男女が家庭的責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及を図ります。 ・時差出勤、在宅勤務、フレックスタイム制※ ¹⁴ などの導入を奨励します。	・商工振興課

※8 ワーク・ライフ・バランス：P.3 参照

※14 フレックスタイム制：P.17 参照

※24 放課後子ども教室：小学校の放課後に、地域住民の協力を得て行う様々な遊びや軽スポーツ・文化活動のこと。心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育てることを目的としている。

※25 放課後児童クラブ：共働きなどで、昼間家庭に保護者が自宅にいない小学校児童の健全育成を図るための事業のこと。

(2)子育て支援の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	子育て相談体制の充実	・妊娠期から子育て期における切れ目のない相談体制を充実し、悩みや不安など精神的負担の軽減を図ります。 ・子育て情報の提供を行います。 ・子育てに関する講座、セミナーを開催し、悩みの解消に努めます。	・子育て応援課 ・子ども家庭支援課 ・健康管理課 ・教育センター ・いきいき学習課（各ライフデザインセンター）
②	地域における子育て支援機能の充実	・放課後子ども教室、放課後児童クラブなど地域における子育て支援の充実を図ります。 ・子ども館※26の充実を図ります。 ・子育てサークル※27を育成、支援します。 ・子育て広場※28を開催します。	・子育て応援課 ・教育総務課 ・青少年教育課
③	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	・延長保育など、保護者の就労形態に合わせた保育サービスを提供します。 ・「保育所等入所のしおり」や市公式ウェブサイトにおいて、保育年齢の記載、一時預かり、延長保育の実施の有無など、多様なニーズに合わせた子育ての情報を提供します。	・子育て応援課

(3)家事・育児・介護における男女共同参画の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	家事・子育てに対する性別役割分担の意識改革の推進	・家事、育児、介護に男性の積極的な参加を促す啓発を行います。 ・介護役割を分担できるよう、地域包括ケアシステムの情報提供を図ります。	・まちづくり推進課 ・高齢福祉課
②	育児や介護における休暇・休業の取得の促進	・育児、介護に係る休暇・休業を取りやすい職場環境づくりに向けて、様々な媒体を活用して事業者などへの啓発を促進します。	・商工振興課 ・人事課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合(総合計画)	92.0%(R4)	UP
家事の主な役割分担について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合(市民意識調査)	24.1%(R5)	37.0%
「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」を希望する人の割合と実現している人との割合の差(市民意識調査)	25.4 ポイント(R5)	9 ポイント
育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合(事業所アンケート)	54.1%(R5)	UP

※26 子ども館：「親子の絆作り」「もっと楽しい子育て」「子どもが自分で育つ」を目標に、乳幼児親子を対象とする遊びや交流の場のこと。

※27 子育てサークル：子育て中の親子が集まり、交流しながら、より楽しい育児につなげていく自主的な活動をしているグループのこと。

※28 子育て広場：子どもの発達や親の役割、家庭の在り方に関する学習機会として、幼稚園・保育所・小中学校ごとに設ける保護者向けの学びの場のこと。

◆施策の方向

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

女性の就労機会の拡大や積極的な活用に関する情報を提供します。また、農林・商工業など、女性の就業が少ない分野での活躍を支援します。

(2) 女性の就業・起業への支援

女性の就業や起業を支援するため、講座やセミナーの開催など情報や学習機会を提供するほか、関連機関と連携して女性の能力発揮に向けた支援を進めます。

◆主な事業と内容

(1) 雇用機会の拡大と待遇確保の促進

主な事業		事業内容	関係課
①	積極的改善措置に自主的に取り組む事業所の拡大	・雇用における男女平等とポジティブ・アクション(積極的改善措置) ^{※15} の導入効果などの情報を様々な媒体を活用して提供します。	・商工振興課
②	女性の経営者や従業員が少ない分野における女性活躍の推進	・農林・商工業など、女性が少ない分野での女性の活躍を情報提供などにより支援します。 ・自営業、農林・商工業など、女性が経営や運営に参画し、待遇が確保されるよう情報提供します。 ・家族農業経営において、家族がともに経営のパートナーとして位置づけられるよう家族経営協定 ^{※29} の締結などの情報を提供します。	・商工振興課 ・農政課

(2) 女性の就業・起業への支援

主な事業		事業内容	関係課
①	女性の再就職・起業支援の充実	・再就職に関するセミナーの開催や情報を提供します。 ・相談窓口を整備します。 ・起業をめざす女性に対して、商工会議所と連携して創業支援セミナーなど必要な情報や学習の機会を提供します。	・まちづくり推進課 ・商工振興課
②	女性の能力発揮促進のための援助	・女性の職業意識を高めるための情報の提供に努めます。 ・職業能力を高める講座情報や資格取得、技術取得などの情報を提供します。	・商工振興課 ・まちづくり推進課

※15 ポジティブ・アクション(積極的改善措置): P.18 参照

※29 家族経営協定: 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める協定のこと。

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	21.0%(R5)	UP
女性が少ない職場・職種へ女性を積極的に採用している事業所の割合(事業所アンケート)	23.9%(R5)	UP

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆家事、育児、介護などに男性も積極的に参加し、家事や育児などの家庭責任を分担しましょう。
- ◆ワーク・ライフ・バランスのとれたライフスタイルを築きましょう。
- ◆地域の課題への関心を高め、自治会や防災・防火活動、環境活動などの地域活動へ参加しましょう。

地域

- ◆地域活動における性別に基づいた不合理な慣行やしきたりを見直しましょう。
- ◆地域活動の方針決定過程や防災分野において、誰もが参画しやすい方法を検討しましょう。

事業者

- ◆多様な働き方を推進し、仕事と家庭の両立を果たせるようにしましょう。
- ◆性別にかかわらず、育児・介護休暇を取りやすい職場環境づくりを進めましょう。
- ◆ポジティブ・アクション(積極的改善措置)により、女性の役職登用を進めましょう。
- ◆雇用(募集・採用・賃金・配置・昇進など)における性別格差をなくしましょう。

目標Ⅱ 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

➤ 基本施策1 生涯を通じた健康・生きがいづくりの支援と

安心できる生活環境の整備

◆施策の方向

(1) 健康の確保と生きがいづくりの推進

誰もが生涯にわたり自立し、安心して生活を送るために、それぞれの健康課題に対応できるよう、健康に関する相談や講座、セミナーの開催などを通じて、正しい判断力や知識を普及し、心身の健康づくりを進めます。

(2) 防犯、防災体制の整備

誰もが安心して暮らせるように、防犯対策の実施や情報提供を行うほか、多様なニーズの違いに配慮した防災対策を実施します。

◆主な事業と内容

(1)健康の確保と生きがいづくりの推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{※30}の理念が定着するように、様々な媒体を活用し、普及・啓発を図ります。 ・性と生殖に関する相談体制の充実を図ります。 ・児童生徒が性に対する正しい知識、情報を得て、適切な判断や意思決定ができるよう、性に関する指導の充実に努めます。 ・HIV(エイズ)や性感染症などについて、正しい知識を持ち、予防ができるように、セミナー開催やパンフレット配布などで普及を図ります。	・健康管理課 ・学校教育課
②	健康に関する支援体制の充実	・安全な妊娠や出産への支援を図ります。 ・各種健康診査や検診の受診促進を図ります。 ・性差医療についての情報提供に努めます。 ・思春期に表れる変化についての相談及び指導の充実に努めます。 ・更年期や認知症などの健康に関する相談や講座の開催、情報提供などを行います。 ・健康について相談できる体制を充実します。	・健康管理課 ・学校教育課 ・高齢福祉課
③	高齢者の生きがいづくりの推進	・合同企業説明会を通じた高齢者の就労やボランティアなどの社会参画を促します。 ・趣味や生きがい、健康づくりのための講座・セミナーを開催します。	・高齢福祉課 ・商工振興課 ・いきいき楽習課(各ライフデザインセンター)

※30 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)：性と生殖に関するすべての側面において、身体的、精神的、社会的に本人の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

(2)防犯、防災体制の整備

主な事業		事業内容	関係課
①	安全・安心のまちづくりの推進	・公共的な施設のバリアフリー化に関係機関と連携して取り組みます。 ・犯罪防止のため、道路、公園などの点検を実施します。 ・防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。	・河川公園課 ・道路課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
②	多様なニーズの違いに配慮した防災対策の推進	・女性等の多様な視点を取り入れた避難所運営に努めます。	・防災対策課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの「内容を知っている」市民の割合(市民意識調査)	2.4%(R5)	UP
子宮がん検診受診率	7.4%(R5)	UP
乳がん検診受診率	9.5%(R5)	UP
困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合(市総合計画)	67.5%(R5)	UP

◆施策の方向

(1) 啓発・教育の推進

DV やハラスメントについて正しく理解するための情報提供、暴力やハラスメント防止の啓発に努めます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

DV やハラスメントに関する相談体制を充実させます。また、関係機関との連携を強化し、相談にあたる職員の質の向上に努めます。

(3) 安全の保障と自立に向けた支援

警察などの関係機関と協力し、DV 被害者の迅速な一時保護など状況に適した安全の確保を行います。また、DV 被害者や同伴する家族の置かれている状況を的確に把握し、関係機関と共有しながら、自立に向けた支援を行います。

◆主な事業と内容

(1) 啓発・教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	各種広報活動の推進	・DV 防止に関する法制度や支援についての情報を提供します。 ・セクハラやパワハラ※31 の防止に向け、SNS※32 や市ウェブサイトなど、様々な媒体を活用し、意識啓発を行います。 ・デート DV※33 防止に向けた啓発を強化します。 ・広報やチラシなどによる相談窓口の周知に努めます。	・子ども家庭支援課 ・まちづくり推進課
②	職場におけるハラスメントの防止対策の徹底	・事業者に対し、様々な媒体を活用して、セクハラ、パワハラ、マタハラ※34 などの防止を啓発するとともに防止対策を促します。 ・セクハラやパワハラなどを根絶するための情報提供や啓発、研修を実施します。	・商工振興課 ・人事課

※31 パワハラ（パワー・ハラスメント）：職場などの優越的な関係を背景とし、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を害する行動によって、労働者の就労環境が害されること。

※32 SNS：サービスに登録した利用者がインターネット上で交流できる場所のこと。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略のこと。

※33 デート DV：交際相手又は元交際相手との間で起こる身体的・精神的・性的な暴力のこと。

※34 マタハラ（マタニティ・ハラスメント）：働く女性が妊娠・出産をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせや、妊娠・出産を利用した解雇、雇止めや退職の強要で不利益を被ること。

(2)相談体制の整備と連携強化

主な事業		事業内容	関係課
①	被害者の相談・保護などの支援体制の推進	・DV、セクハラ、パワハラなどに対する相談体制を充実します。 ・DV 被害者支援に係る関係機関との連携体制を強化します。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・まちづくり推進課
②	相談窓口間の連携	・県や民間支援団体などのほか、児童虐待や高齢者虐待、障がい者支援、青少年支援などの関係課の相談窓口との連携を図ります。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
③	相談員の資質向上と二次的被害の防止	・被害者の相談や支援にあたる職員は、研修を受講し、資質の向上を図ります。 ・相談にあたる職員に、研修などを通じ、二次的被害※³⁵を発生させないように周知します。	・子ども家庭支援課 ・関係各課

(3)安全の保障と自立に向けた支援

主な事業		事業内容	関係課
①	通報への迅速・的確な対応	・警察や県配偶者暴力相談支援センター、県女性相談支援センター、民間機関などと連携し、被害者の迅速で円滑な一時保護を図ります。 - また、関係者間の情報は必要最小限とし適切に管理します。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・関係各課
②	被害者の生活再建に向けた支援	・被害者の自立した生活再建のために、心のケアを行うとともに、裁判所・役所などにおける手続きの援助など、被害者の状況に応じて多様な支援を行います。	・子ども家庭支援課 ・高齢福祉課 ・関係各課
③	DV 被害者支援に係る関係機関との連携の促進	・各務原市要保護児童対策及び DV 対策地域協議会で DV 被害者の支援について協議、調整し、適切な役割分担と連携を図ります。	・子ども家庭支援課
④	民間支援団体との連携・協働	・母子生活支援施設などの民間支援団体と連携・協働し、DV 被害者などを支援します。	・子ども家庭支援課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和 11 年)
DV について「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	75.5%(R5)	UP
セクハラについて「内容を知っている」市民の割合 (市民意識調査)	78.9%(R5)	UP
DV やセクハラなどを経験した人のうち相談した割合 (市民意識調査)	31.5%(R5)	UP
DV についての自身の経験やまわりに経験した人がいる割合 (市民意識調査)	16.1%(R5)	DOWN

※35 二次的被害：相談員や支援者が、被害者への理解不足から不適切な対応をして、更なる被害が生ずること。

➤ 基本施策3 困難な問題を抱える人に対する支援

困難な問題を抱える女性支援基本計画

◆施策の方向

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

高齢者や障がい者、外国人市民、ひとり親家庭など、困難な状況におかれている人々に対し、相談窓口や情報提供の充実、自立支援の実施、地域の見守り活動を通じて、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

(2) 相談体制の整備と連携強化

広報紙や SNS、イベントや出前講座等でのチラシの配布などを通して相談窓口の周知を図ります。また、県や民間支援団体、関係課との連携の強化、相談や支援にあたる職員の資質の向上など相談体制の充実を図ります。

◆主な事業と内容

(1) 困難を抱える人に対する生活支援や自立支援

主な事業		事業内容	関係課
①	高齢者・障がい者・外国人市民などへの支援	・高齢者や障がい者の自立支援に向けて、ボランティアなどにより地域の見守りを図ります。 ・高齢者や障がい者、外国人市民などが安心して生活できる環境づくりに努めます。 ・各務原国際協会などと連携し、外国人市民と日本人市民が相互理解を図る機会を設け、外国人市民の社会参加を促進します。	・高齢福祉課 ・社会福祉課 ・観光交流課
②	ひとり親家庭への支援	・ひとり親家庭に対する相談体制の充実を図ります。 ・ひとり親家庭に必要な情報の提供を推進します。 ・ひとり親家庭の自立に必要な各種サポート制度の充実を図ります。	・子ども家庭支援課 ・医療保険課
③	困難を抱える人への支援	・性犯罪、ストーカー行為、売買春などの防止に向けた情報提供、啓発を強化します。 ・性暴力の当事者にしないため、児童生徒に対する性に関する指導の充実を図ります。 ・孤独、孤立状態に陥るリスクにある人や安心できる場所を持たない人を対象とした居場所づくりやつながりづくりを支援します。 ・貧困による生活困窮に陥るリスクのある人に対し、自立支援を促します。 ・ひきこもり支援を行います。	・子ども家庭支援課 ・学校教育課 ・子育て応援課 ・社会福祉課 ・福祉政策課 ・関係各課

(2)相談体制の整備と連携強化

主な事業		事業内容	関係課
①	各種窓口の周知	・広報紙や SNS などによる相談窓口の周知に努めます。 ・イベントや出前講座等において、相談窓口のチラシを配布します。	・子ども家庭支援課 ・まちづくり推進課 ・関係各課
②	連携体制の強化	・県や民間支援団体などのほか、関係課の相談窓口との連携を図ります。	・子ども家庭支援課 ・関係各課
③	相談員の資質向上	・相談や支援にあたる職員は研修を受講し、資質の向上を図ります。	・子ども家庭支援課 ・関係各課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和 11 年)
悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合(地域福祉計画)	89.9%(R5)	UP
「ひとり親・女性相談」の年間相談件数	745 件(R5)	UP

➤ 基本施策4 性の多様性の理解促進と性的少数者に対する支援

◆施策の方向

(1) 性の多様性を認め合える学習機会の充実

学校教育を通して性的少数者に対する理解を促進します。また、保護者に対しても性の多様性に関わる情報提供を行うことで、性的少数者に関する理解を促進します。

市民に対して、多様性をテーマにした講座や講演会を開催するなど、学習機会の充実に努めます。

(2) 相談体制の充実

市民相談室にて、LGBT※4 に関する相談を受け付け、必要に応じて県や関係機関の相談窓口を案内します。また、広報紙や市のウェブサイト等の媒体を用いて、相談窓口の周知に努めます。

(3) 性の多様性を尊重する環境の整備

各種様式における性別欄の表記への配慮や同性カップルに対する行政サービスの拡充、多様性を尊重した環境の整備を行い、当事者が直面する困難の解消に努めます。

◆主な事業と内容

(1)性の多様性を認め合える学習機会の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	学校における教育の推進	・保健体育等の教科授業を通し、性的少数者に対する子どもたちの理解を促進します。 ・教育活動全体を通し、差別や偏見をなくすための人権教育の推進を行います。 ・生徒や保護者に対し、性の多様性に関わる情報提供を行います。	・学校教育課 ・まちづくり推進課
②	生涯を通じた学習機会の充実	・性の多様性に対する正しい知識や理解の普及のため、LGBT をテーマにした講座や講演会を開催します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課 (各ライフデザインセンター)

(2)相談体制の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	性的少数者に対する相談窓口の運営・周知	・地方法務局や県と連携し、性的指向や性自認に関する不安や悩みに対応する相談体制の充実に努めます。 ・広報紙や市ウェブサイト等、様々な媒体を利用し、相談窓口の周知を行います。	・まちづくり推進課

※4 LGBT：P.1 参照

(3)性の多様性を尊重する環境の整備

①	主な事業	事業内容	関係課
	当事者等の日常生活上の困難の解消	・庁内において、申請書等の各種様式における性別欄の表記への配慮や同性カップルに対する行政サービスの拡充に努めます。 ・公共施設のトイレや更衣室等において、多様性に配慮した環境の整備に努めます。	・まちづくり推進課 ・関係各課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
LGBTについて「おおよその内容まで知っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	61.6%(R5)	UP
「一般的に、性的少数者(LGBT等)の方々に対して、偏見や差別などがある」と思う市民の割合(市民意識調査)	82.6%(R5)	DOWN

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆心身の健康づくりのために健康診査や検診を定期的に受診し、趣味や生きがいを持ちましょう。
- ◆地域の子どもや高齢者、障がい者など支援が必要な人をできる範囲で見守り、支援しましょう。
- ◆DVやセクハラなどのハラスメントについて男女とも理解を深め、許さない意識を持ちましょう。
- ◆DV被害を受けたり、見聞きした場合や困難を抱えている人は相談機関などへ相談しましょう。
- ◆性の多様性に関する知識・理解を深め、個性や互いの人権を尊重し合いながら生活しましょう。

地域

- ◆性別、年齢に関係なく市民が安心して暮らすため、地域で見守り支え合いましょう。

事業所

- ◆健康診査や各種検診の受診促進、健康増進を図りましょう。
- ◆セクハラやパワハラなど、ハラスメントを許さない職場環境をつくりましょう。

目標Ⅲ 男女共同参画社会への意識づくり

➤ 基本施策1 男女平等の視点に立つ教育と学習の促進

◆施策の方向

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

児童・生徒に対して、男女共同参画意識や互いの個性を尊重する大切さを身につけ、行動できるよう、家庭、学校、地域生活の中で男女共同参画や人権尊重に関する理解を深めるための教育や、生涯を通じて、男女共同参画の意識を高められるよう、学習機会の充実を図ります。

(2) メディアにおける人権尊重教育の推進

広報や刊行物などにおいて、性差別につながらない表現を促進します。また、啓発活動を通じて、メディア・リテラシー※23の向上を図ります。

◆主な事業と内容

(1) 多様な生き方の選択を可能にする学習機会の充実

主な事業		事業内容	関係課
①	男女平等教育・学習の充実	・男女共同参画に関する講座、講演会、セミナーなど学習機会の充実を図ります。 ・男女共同参画に関する図書を充実するとともに、企画展示などによる情報提供をします。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・人事課 ・図書館
②	子どもの頃からの教育・学習の推進	・児童、生徒に対し、教育活動全体を通じて人権の尊重や男女平等などに関する教育を実施します。 ・教職員へ研修を実施するとともに、保護者に対する啓発を行います。	・学校教育課 ・教育センター ・子育て応援課
③	男女平等の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進	・性別ではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重したキャリア教育や進路指導を推進します。	・学校教育課
④	生涯を通じた学習機会の充実	・男女が慣習などに捉われず、生涯を通じて男女共同参画の意識を高められるよう、講座などの学習機会や情報を提供します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・高齢福祉課 ・関係各課

※23 メディア・リテラシー：P.24 参照

(2)メディアにおける人権尊重教育の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	性差別につながらない表現の促進	・広報や刊行物などを作成するときは、各種資料などを参考に、性差別につながるような表現を排除します。	・広報課 ・青少年教育課 ・関係各課
②	メディア利用に関する教育の推進	・インターネット、SNSなどの様々なメディアの情報を正しく判断し利用することができるよう、メディア・リテラシー※23や情報モラル教育の推進を図ります。 ・PTAと連携を図るなどして、家庭への啓発に努めます。	・学校教育課 ・青少年教育課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・関係各課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	50.9%(R5)	UP
男女共同参画に関する市主催講座への参加者数(年間)	101人(R5)	UP

※23 メディア・リテラシー：P.24 参照

➤ 基本施策2 市民・事業者の意識改革

◆施策の方向

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する理解を促進し、意識を高めるため、積極的に広報・啓発を行い、講座やイベントなどを開催します。また、各種団体や事業者へ情報提供を行います。

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

市民や事業所に対する意識調査や団体へのヒアリングなどから、男女共同参画に関する実態把握に努めます。また、他市の先進事例を収集し、市の施策に取り入れます。

◆主な事業と内容

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

主な事業		事業内容	関係課
①	男女共同参画についての広報・啓発	・男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な媒体や機会を活用し、積極的に広報・啓発を行います。 ・講座やイベントなどで男女共同参画に関する情報提供を行います。 ・各種団体や事業者などへ、国や県からの男女共同参画に関する情報を提供します。	・まちづくり推進課 ・いきいき楽習課（各ライフデザインセンター） ・商工振興課 ・関係各課

(2) 男女共同参画に関する調査・研究

主な事業		事業内容	関係課
①	男女共同参画についての実態調査・研究	・市民や事業所に対する意識調査や団体へのヒアリングなどを通じ、男女共同参画に関する実態把握に努めます。 ・各種調査結果から、市民や事業者のニーズを分析し、市の施策に反映します。 ・他市における先進事例を収集し、必要に応じ、市の施策に取り入れます。	・まちづくり推進課

◆目標指標及び目標値

指標名	現状値	目標値 (令和11年)
「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合(市民意識調査)	10.4%(R5)	UP

◆市民や事業者などに望まれる役割

市民

- ◆性別によって能力や役割などを決めつけるのではなく、一人ひとりの個性や能力を尊重しましょう。
- ◆不平等な社会通念や慣行・しきたりを見直し、自分の中にも偏見がないか考えてみましょう。
- ◆子ども達に男女平等や人権の意識を育む教育や保育を行いましょう。

地域

- ◆地域で広報活動や刊行物の作成を行う際には、性差別につながらない表現に努めましょう。

事業者

- ◆性別によって役割や担当を決めるのではなく、資質や能力を大切にしましょう。
- ◆職場における慣行・しきたりを見直していきましょう。
- ◆メディアによる広報・PRの際は、性差別につながらない表現に努めましょう。

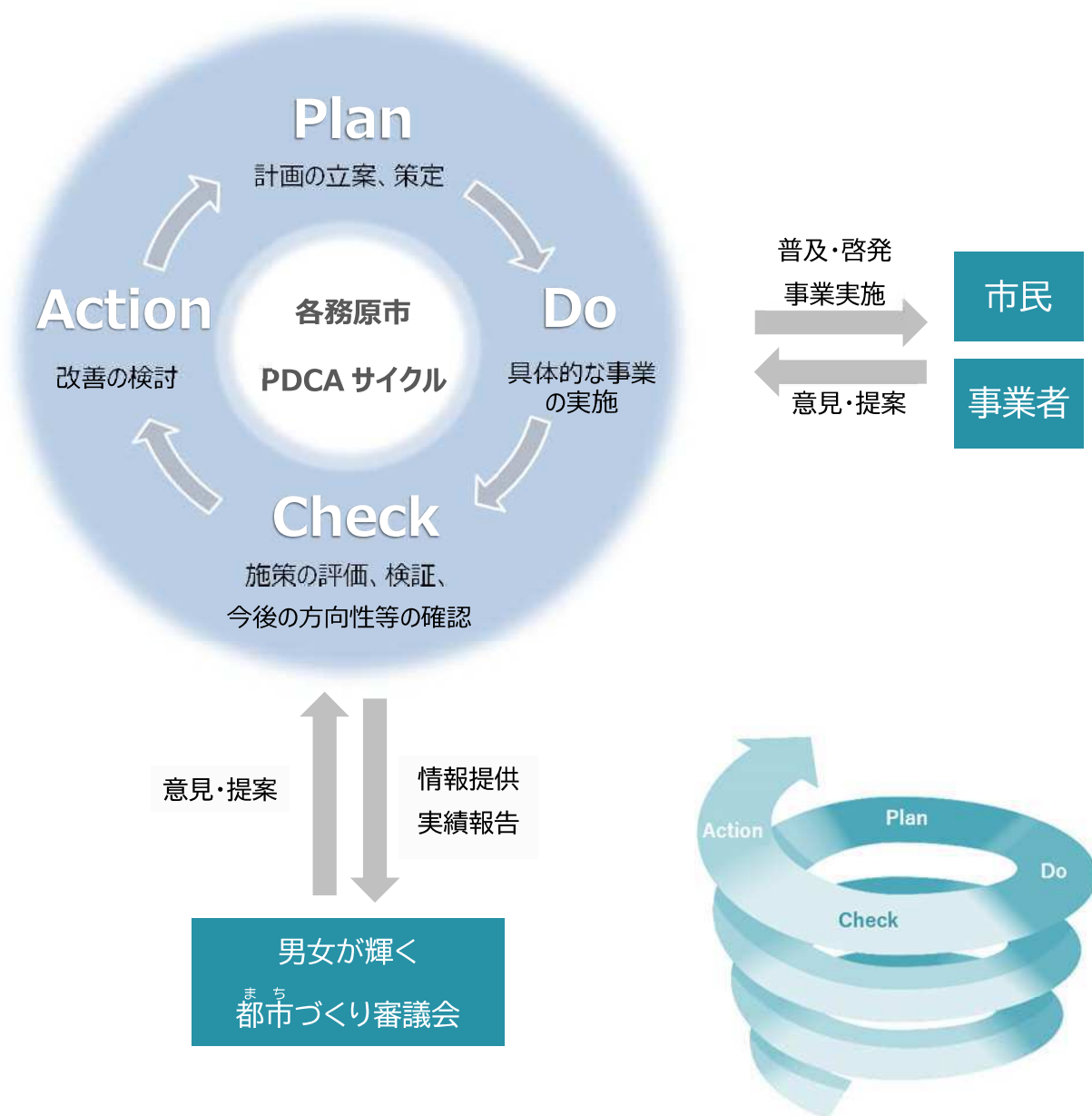
V 目標の推進にあたって

1. プランの推進体制

本プランの施策を効率かつ効果的に実施していくため、プランに基づく事業の進捗確認を定期的に行います。事業の進捗状況等について、男女が輝く都市づくり審議会に報告し、委員から意見を求めたうえで、評価、検証を行います。

それらを改善案の検討に反映させ、次年度事業の立案、策定につなげていきます。

改善を重ねながら、本事業をスパイラルアップさせていくことで、本プランが掲げる目標を達成させるとともに、市の将来都市像「笑顔があふれる 元気なまち」の実現につなげてまいります。



試行錯誤しながら改善を重ね、その積み重ねが時間とともにスパイラルアップ（好循環）し、向上していくことを目指します。

2. プランの目標指標及び目標値

目標	基本 施策	目標指標	現状値 (R5)	目標値	担当課及び出典
全体		「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	9.6%	20.0%	市民意識調査
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合	19.2%	10.0%	市民意識調査
目標Ⅰ	1	各種委員会・審議会での女性登用率	33.0% ※1	50.0%	まちづくり推進課
		各務原市の係長職以上における女性の割合	19.5% ※2	28.5%	人事課
		「女性管理職を積極的に登用していきたい」と考える事業所の割合	51.4%	UP	事業所アンケート
	2	治安が良いまちだと感じる市民の割合	63.0%	UP	総合計画
		「地域活動の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	20.7%	UP	市民意識調査
		現地連絡所員に占める女性の割合	34.9% ※1	UP	防災対策課
	3	この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合	92.0% (R4)	UP	総合計画
		家事の主な役割分担について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合	24.1%	37.0%	市民意識調査
		「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」を希望する人の割合と実現している人との割合の差	25.4 ポイント	9.0 ポイント	市民意識調査
		育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合	54.1%	UP	事業所アンケート
	4	「職場の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	21.0%	UP	市民意識調査
		女性が少ない職場・職種へ女性を積極的に採用している事業所の割合	23.9%	UP	事業所アンケート
目標Ⅱ	1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて「内容を知っている」市民の割合	2.4%	UP	市民意識調査
		子宮がん検診受診率	7.4%	UP	健康管理課
		乳がん検診受診率	9.5%	UP	健康管理課
		困った時に、隣近所で助けてくれる人がいると思っている市民の割合	67.5%	UP	総合計画

※1の現状値は、令和6年12月1日時点の数値です。

※2の現状値は、令和6年4月1日時点の数値です。

目標	基本 施策	目標指標	現状値 (R5)	目標値	担当課及び出典
目標Ⅱ	2	DV について「内容を知っている」市民の割合	75.5%	UP	市民意識調査
		セクハラについて「内容を知っている」市民の割合	78.9%	UP	市民意識調査
		DV やセクハラなどを経験した人のうち相談した割合	31.5%	UP	市民意識調査
		DV についての自身の経験やまわりに経験した人がある割合	16.1%	DOWN	市民意識調査
	3	悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合	89.9%	UP	地域福祉計画
		「ひとり親・女性相談」の年間相談件数	745 件	UP	子ども家庭支援課
	4	LGBT について「おおその内容まで知っている」と答えた市民の割合	61.6%	UP	市民意識調査
		「一般的に、性的少数者(LGBT 等)の方々に対して、偏見や差別などがある」と思う市民の割合	82.6%	DOWN	市民意識調査
目標Ⅲ	1	「学校教育の場で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	50.9%	UP	市民意識調査
		男女共同参画に関する市主催講座への参加者数(年間)	101 人	UP	関係各課
	2	「社会通念・慣習・しきたり等で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	10.4%	UP	市民意識調査

**第5次各務原市男女共同参画基本計画
みんなで彩る かかみがはら にじいろプラン
令和6年12月**

【発 行】各務原市

【住 所】岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

【電 話】058-383-1111(代表)

【E-MAIL】danjo02@city.kakamigahara.gifu.jp